

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

10番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

〔10番 山岸国夫君 登壇〕

○10番（山岸国夫君） それでは、一般質問通告書に基づきまして、2点質問をいたします。

まず第1点目は、福祉商品券、福祉灯油の制度化についてであります。過去の9月会議において2度提案してきました。再度、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化の提案を求めます。この制度は、町民から冬を過ごすのに助かったと大変喜ばれております。豪雪地帯の只見町において、お年寄りが寒い冬を温かく過ごすために町が手立てをとることは、福祉施策として、また健康を維持していくうえでも大切な施策であると思います。これから冬の季節を迎えるにあたり、12月会議の補正に計上する考えがあるのか、町長の考えを伺います。また、これまで実施してきた福祉商品券補助要綱に基づく対象者の平均年収額を示してください。

2点目です。子育て支援策について。町は子育て支援策として、年長児・年中児の保育料を無料化していきました。子育て・少子化対策は今後のまちづくりに重要な施策として各議員からも様々な提案がされてきたところであります。内閣は、経済財政運営と改革の基本方針2018骨太方針を6月に閣議決定しました。その一つとして、来年10月から幼児教育無償化を打ち出しております。この財源は来年からの消費税10パーセントへの増税をこの予算に充てるものとしておりますが、私はこの消費税10パーセントに財源を求めることに

反対であり、只見町議会でも消費税10パーセント廃止の意見書を国に出しておるところであります。財源は消費税じゃなく、ほかのところからこの財源を求めると。これは国への対応であります、そういう立場であります。この方針では、3歳から5歳、2号認定児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳の子供、3号認定の一部。これが無料になります。この国の予算措置で町独自の保育料減免額は浮くこととなります。この金額はいくらになるのか示していただきたい。また、この浮いた金額を引き続き子育て支援分野で使うよう求めますが、町はどのような子育て対策をとるのか。その計画を明確に示していただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、福祉商品券の制度化についてであります、昨年の9月会議でもご答弁させていただきましたとおり、今後の動向を踏まえて慎重に判断をしてみたいとの考えには変更ございません。燃料高騰による高齢者に対する支援等については、現段階では郡内他町村においても検討されていない状況でありますので、今後も他町村の状況等も踏まえて判断させていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。また、福祉商品券支給規定に基づく平均年収額についてであります、本規定の支給対象は町内に住所を有し、現に居住する住民税非課税世帯で満65歳以上の高齢単身世帯や身体障がい者手帳の交付を受けている者で特別障がいにあたる方などであり、申告データ抽出を非課税世帯と限定しておりますので平均年収額はお示しすることができません。ご了承をお願いしたいと思います。なお、公的年金受給者の方は、その収入金額から120万円控除されますので控除額以内の方であれば非課税者となり、老齢基礎年金のみの収入であれば多くても80万円前後と思われるので、2人世帯であっても非課税世帯に該当しますのでご理解をお願いいたします。

次に、子育て支援策についてであります。現在、町で実施しております保育所の年長児と年中児の保育料無料分については、年額で年長児分約200万円、年中児分約500万円となり、3歳児の保育料については年額で約300万円となりますので、幼児教育無償化となった場合には合計で約1,000万円が無料となる保育料となります。ご質問にあります幼児教育無償化による国の予算措置でございますが、年末の予算編成過程において決定されることとであり、現段階では詳細が把握できないため、引き続き国県からの情報収集に努め

てまいります。また、今後の子育て支援策については、これまで取り組んでまいりました妊娠時、出生時、未就学時、就学時別の各種支援や助成制度等を充実させていきたいと考えております。特に、妊娠時から出生時の相談業務に力を入れて、妊産婦の精神的な不安を解消し安心して産み育てられる環境づくりに努めるとともに、保育料につきましても国の定める保育料基準額から最大7割低減を継続していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 会議中の上着の着脱を許可いたします。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） では、1項目めから再質問をさせていただきます。

私は何故これを、議員になってから3回目の同じ質問をしているかということですが、これ、夏の間でも、町民の方からは、非常に喜ばれている声がいまだもって聞こえます。良かったと。何故なくなつたんだと、町民から私は詰められております。それだけ町民の方は、大変な喜びを持っておられたというのを痛感します。で、町の施策は、町民に寄り添った町政をするというのが私は基本であるというふうに思っています。そういう点ですから、他町村の状況じゃなくて、町独自の、やはりそういう人たちに温かい手を差し伸べるのかどうか、ここに町政運営の鍵があるのではないかというふうに思います。そういう角度から私は提案しているものであります。ですから、福祉制度としてこれは、きちっと位置づけて、条例でもきちっと決めて、継続的な運用を求めているのが私のこの提案の基本的なところでございます。ですから、たしかに3年前の灯油の高騰もありました。私は高騰じゃなくて、町民に喜ばれるこの施策、なんとしても実現してほしいというふうに思っているわけです。そういう点で、ちなみにこの、高齢者の所得、ここでは金額出ておりませんが、じゃあ違う角度から、ちょっと参考としてお聞きしたいんですが、後期高齢者の医療費など、特別徴収されてない方、年収が、月収が1万8,000円以下でしたかね、ちょっと正確な金額、今、記憶ありませんが、そういう人達は、高齢者で何人ぐらいいるのかというのはわかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 大変申し訳ございませんが、その件数については、今持ち合わせておりませんので、後程ご報告させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それでは、ちょっと角度また変えますが、85歳以上から90歳ぐらいの方で、年金収入は大体どのぐらいかというのは金額わかりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 年金の収入につきましては、先ほど答弁の中では80万円前後の方が多いというふうに申し上げてございますが、年間で40万円代が少ないほうの方ではないかというふうに記憶しております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今、40万円代という金額が示されましたけれども、ちなみに、他の方の収入だと、いろいろ差し障りがありますので、私の母親だと月額3万3,000円ぐらいです。92歳です。で、年額にすると40万弱になります。そういう点では、この間、何度もこの場で議論してきたところなんですけど、この日本の経済を支えて、そして大変苦勞されてきている方達であります。で、社会保障制度も、この年金制度が始まったのが1960年からですから、そういう点では、年金積立しても低いというのが現状であるというふうに私は思ってます。ですから、こういう苦勞して子育てをしてきて、そしてその子供達が今、生産年齢人口になったり、お孫さんは学生だったり、もう社会人になったり、様々な方がおられると思いますが、そういう人達が、特にこう、一人暮らししている方の生活実態みますと、やっと自分の近くの畑を耕して、そして生活していると。細々と生活しているというのが本当にこう、訪ねてみてもわかります。冬になれば、閉ざされた環境になるわけですから、これは皆さんもこの同じ只見町に住んで十分おわかりのことだと思います。何故そういう人達に、町政が温かい手を差し伸べることができないのか。ここは私、おおいに疑問でなりません。この間の議論の中でも、一人1万円としても、約500万円以下で予算措置としては済んでました。この金額は、そうは私は変わってないというふうに見ておりますけれども、そういう点では500万弱の予算措置、何故この町政がとれないのか。これはやっぱり、町民に対する町の姿勢の福祉政策のひとつの表れじゃないかというふうに考えますので、町長、再答弁で、なんとかこれを実現できるような方向での答弁をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 福祉灯油につきましては、過去、この地域では只見町が一番先に実施

をした経過はあるようです。それにつきましては、灯油単価が100円を相当額超えている地域。それと、降雪の問題があった中で、町は実施をして、その後、数年後に国のほうで消費税対策と併せながら実施をしてまいりました。そういった中であの、国の制度に沿った形で町は継続した経過はあるようですが、そういった中で今後も、昨年度もちょっと申し上げましたが、灯油単価の動向。それと只見町の場合、同じ類似町村の中でも特に豪雪地域でありますので、降雪等を考慮しながら、その状態に基づいた中で判断をしていきたいというふうに考えております。それで、この中では12月議会というお話もありましたが、そういった形につきましては、只見町の場合、通年議会ということで設定されておりますので、そういった状態がとれば、議会のほうと協議をさせていただきながら、対応はしていかなければならない時期もあるかとは思いますが、それを制度化ということにつきましては、もう少し時間等について検討させていただければということでございます。そういったことで、決してやらないということではないんですが、単価の問題。それと降雪状況等の中で、そういった高齢者の方が大変な状況になると判断した場合、他の克雪対策といったものと併せながらやっていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 是非、制度化に向けて検討していただきたいんですが、降雪状況を見ながらということでもありますけれども、これも前あの、議論したことあるんですが、町長はじめ、町の職員の方は寒冷地手当、これ11月から3月までだと思うんですが、寒冷地手当、支給されております。これは雪が降ろうが、降るまいが、制度として寒冷地手当の制度があるわけです。この制度も国の方針によって段々解約されて、皆さんの手当が減ってきているというのも現実だと思います。平成16年頃に半額に、国の方針でこれを減らされました。そして、只見町も、寒冷地の指定、これ1級から4級ありますが、当初は北海道と同じ1級地扱いでした。それが現在では最低ランクの4級地というふうに只見町なっております。で、私どもは、共産党の方針としては、この制度には大変寒い中で苦勞している職員の皆さんの生活、健康を維持していくという点で、減額制度には国、国会のほうでも反対してきております。私は、これを悪いと言うんじゃないんです。当たり前だと思ってます。で、国はこれ減額したことにも、減額への反対の対応も日本共産党としては態度としております。そういう点で、同じ町民ですから、やはりこれ、町長、制度としてやはり、検討を是非して

いただきたいというふうに再度求めたいと思うんですが、再度の答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかに、過去においては寒冷地扱い、自動車税と、いろんな形で、克雪地帯については窮地補正という形で手当があり、どんどんどんどん、国のほうで道路の除雪体制とか、そういった助成制度の中で、窮地がなくなって行って、大体、平等といえますか、そういった形になっていく中で国策は進められまして、社会保障のほうも充実、進んできたというふうに理解はしておりますが、ただあの、そういった中で、先ほども申し上げましたが、一定水準の社会保障水準にはなっていると思いますが、只見町の場合は特殊な地域だということについては私も理解はしております。ただ、こういったあの、福祉灯油を一つの課題として捉えて条例化ということについては、もう少し、他の福祉政策の中も含めながら、内部検討等させていただきながら、条例化等については検討させていただきたいと思えますが、当面はその状況、単価、先ほども申し上げましたが、単価と、それから降雪の状況等を考慮しながら考えていきたいということで考えておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 是非、実現できるように検討をお願いしたいと思えます。

次の2番目の子育て支援に入ります。先ほどの答弁にありました、この年額でのこの保育料の無料化によって、いわゆる年長児200万、年中児500万。で、全体で1,000万という、ありましたけれども、この数字っていうのは、これはあれですか。国の保育料の基準額があって、その基準額との差額の金額というふうに考えるんでしょうか。そのところ、もう一度、この、いわゆる1,000万の金額の根拠のところですね、どこを基準にしているのか。そこをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 町長答弁のほうにございました保育料の金額につきましては、現在、只見町でご負担いただいている保育料の金額を基にしまして、4歳児・5歳児、年中児・年長児の方も無料ということで今年実施しておりますが、その方々の所得等を勘案して、もし保育料をいただくようになった場合の金額ということで積算をさせていただいておりますので、国の基準の単価ではなく、只見町が今実施している単価での積算になってござ

います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、今の答弁の、只見町が行っている施策の単価ということだと、これ7割軽減してますよね。保育料の軽減。4歳児・5歳児が無料と。だけど、4歳児。年長分、これ、5歳児で200万。年中児、これ4歳、500万というふうに出ているんで、3歳児は300万でしょ。そうすると、これ7割軽減して、いわゆる町の負担というんじゃないくて、これは国の基準との差額ではないんですか。そこの、いわゆる国の基準がありますよね。国の基準があって、それよりも軽減して只見町は保育料を賦課しているということですよ。ですから今度の、新しいこの、来年10月からの国がもっていく方向とすれば、国が決めている基準額。これを予算化して出すわけですね。で、そこの絡みで、実際にこの国の差で金額捉えてよろしいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 国の基準と町の収入額の関係ですが、この7割軽減につきましては、たぶん、平成18年の頃だと思います。三位一体改革の頃に、国は保育所費として措置費で処理をしております、国が示す基準額の徴収を義務付けておりましたが、三位一体改革の中で、普通交付税参入というやり方の中で、国の基準額から7割までは軽減可能という措置をされた経緯があったと思います。そういった中で只見町は7割に落として、保育料は徴収してきていたというふうに私はちょっと理解しておりますが、そういった中であの、今度、国が示そうとしておりますのは、たしかにご質問のとおり、国の基準ということではあるんですが、既に今の交付税参入の中では、国の基準どおりの措置費がされているかどうかというのは、まだ明確ではありませんので、昨日ですか、普通交付税の台帳を見させていただきました。社会福祉費全体で只見町は約1億5,000万。交付税の額として入っておりますが、これは社会福祉費全体ですので、その中で保育料、まあ保育の措置費といいますか、そういった収入額と支出額の差引については、非常にあの、計算が難しく、私ではちょっとできませんでしたので、どの程度入っているかわかりませんが、結局、そういった形であの、質問、山岸さんが言われるような、明確な数字というのは算定できないというのが現状ですので、この後、国が示す基準に基づきながら、再度、そこは計算をしていかないと、どの程度、財源的に浮いてくるのかというのは、ちょっと判断が今のところできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） たしかに、6月の閣議決定で大枠は決めましたが、細分化はこれからの国の予算措置になると。そのとおりだと思います。で、この新しくなった今度の制度の給付については、今現在、大体、言われているのが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、大体、自治体の負担分は基準財政需要額に含まれる可能性が高いというふうに言われております。そういう点では、まだ今の段階では、たしかに正確な金額出せないというのは、今、町長答弁のとおりであるというふうに私も理解しております。私はここで求めたいのは、先ほど示されました約1,000万ほど、これまでの予算措置でのお金が浮くわけですから、これを子育て支援にどう使っていくのかというのが私の質問の大きな趣旨であります。で、国のほうでも、この浮いたお金は子育て支援対策に使いなさいというような指示を出しているようでもありますけれども、そういう点で今回答のありました、この妊娠時から出生時、これらのところでどれだけのこの金額がかかるのかなという疑問と、もっと、1,000万あるんですから、只見の保育料は全部無料にする。そしてまた、この間の学校給食費の問題でも質疑させていただきましたが、町長は保育料が先だというふうに答弁しております。そうすれば、保育料無料にしても、全部の子供ですね、学校給食費までこのお金は振り分けられるんじゃないかというふうに私は考えておりますが、そういうようなこの、総体がまだわからない下でも、来年度予算編成しなくちゃいけないわけですよ。で、当然この課題は、来年度は10月から実施となりますから、約、その半額と。で、再来年度から丸々、この制度が実施されれば満額というふうになっていくわけで、そういう点ではこの町の基本的な子育て支援対策をどうしていくのか。どういう段取りでしていくのか。この1,000万を使って、どのように子育て支援をするのか。そこを私は一番聞きたいところなんです。再度の答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 消費税10パーセントの段階で、今は子育て関係の議論、特に保育所の議論をさせていただいておりますが、最初の答弁の中でも申し上げましたが、生まれてから就学時まで、いろんな制度がされてます。それで国のほうも、全体の中でのある程度の方針も示されると思います。そういった中で先ほどお話も出ました、従来から出ております、今は保育の段階ですが、学校給食から進めて、そういったあの、いろんな形のところに波及してくると思いますので、こういった形で財源が浮くという姿が見えるのであれば、このほ

かの、保育料以外の分でも、そういった点は出てくると思いますので、全体の国の方針を示される中で、子育て対策はどうあったらいいかということについては、庁内議論をしながら、その対策は進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今、今後の方針のところ、只見町の子ども・子育て支援事業計画。この中では認定こども園の問題があるんですが、これ、30年度を目指すということになってましたかね。その認定こども園の流れの関係で、それとですね、この認定こども園になっても、この国の無料化措置は、これ2号認定で変わらないと思うんですが、財源負担ですね。その辺のこう、認定こども園の流れの関係はどんなふうになるのか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 認定こども園につきましては、いろいろ協議はしているところではございますが、施設の問題や人的配置の関係等々で、まだ課題が多くございまして、実現に至るまでには至っておりませんが、今後、子供が少ない中での認定こども園という施設につきましても、只見町において必要な要素ではございますので、そういった点は今後、十分に検討していきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） それではあの、最後になりますけれども、是非とも、予算編成にあたって、国からも方針が示されると思うんですが、国の動向だけでなく、やっぱり町、町民。そして子育て。この只見町において、どういう子育てが今一番求められているのか。そこを出発点にした内部検討をお願いしたいと思います。というのは、やっぱり国の動向だけじゃなくて、ここで住んで生活しているのは只見の町民であり子供達です。未来を担う子供達ですから、その子供達を町の施策として、どのように手を差し伸べて子供達が成長できるのか。親も安心して子育てできるのか。そこに焦点を当てた、是非あの、政策として、この1,000万円を活かすように、是非ともしていただきたいというのが私の最後の質問であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ご質問の意味は十分理解をしております。昨日からの皆様方のご質問の中にも、若者定住対策。そういったこと、この後の只見町の少子過疎対策に向けた考え方

を多くいただいております。そういったのと参考にしながら、子育て対策については十分議論をして、只見町としてどのようなやり方が一番良いのかということを考えながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） すみません。子育て支援ではないんですが、最初の福祉商品券のところでの、後期高齢者の徴収とといいますか、そちらの人数でございますが、7月31現在で1,303人でございます。こちらについては、特別徴収の方と普通徴収の方ということでの合計になってございますのでよろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 終わろうと思ったんですが、じゃあ、1番目の福祉灯油の追加の発言いたします。要するに、これだけ生活が大変な人がいるというのが実態だと思うんですね。そこに是非とも、心を寄せていただきたいと、温かい町政をお願いします。

終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 答弁いいですか。

○10番（山岸国夫君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

続いて、2番、佐藤孝義君の一般質問を許可いたします。

2番、佐藤孝義君。

〔2番 佐藤孝義君 登壇〕

○2番（佐藤孝義君） 通告に基づき、一般質問を行います。

私からは2点でございます。

まず一つ目でございますが、JR只見線の復旧後の具体策について。一つは、県はJR只見線の復旧後、沿線市町村との連携を取り、観光路線として進めたいという新聞報道がありました。これについて、町の対応について、町長の考えを問うものでございます。

二つ目は、県知事と一緒に五能線の視察があったということを知っております。それを受けての町長の考えをお願いしたいというふうに思います。

あと、大きな二つ目ですが、小学校に配置されましたALTの教育内容について。これ、先倒しで只見町、いち早く取り入れていただいたんですけど、内容について、一つとして、その小学校においてのALTを配置されるのは初めてのケースでありますので、現在の状況。

どんなことをしているのか。それをお伺いしたいと。それと今後の発展的な対策について、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 2番、佐藤孝義議員のご質問にお答えをいたします。

J R只見線の復旧後の具体策についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、復旧後の町の対応についてであります。県が3月に策定をいたしました只見線利活用計画では九つの重点プロジェクトが掲げられておりますが、それらを推進するためにはJ Rと只見線沿線市町が中心となり、会津地域全体を巻き込みながら、連携をして一体的に観光路線化に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。町としては引き続き、沿線市町と連携し、利活用計画に基づき実施される企画列車や教育列車など各種事業に取り組むとともに、今後も、つながれつながら只見線応援事業や只見線応援イベントなど、只見線利用促進事業にも力を入れてまいります。また、今後は只見線を利用して訪れる観光客に対する駅周辺の観光案内や只見線のイベント等に取り組む住民や団体等に対する支援など、只見線の観光路線化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、五能線の視察を受けての私の考えについてであります。観光路線として有名な五能線は、J Rと沿線地域の方々が協力をして地道に積み重ねてきた知恵と工夫にあふれている路線だと感じました。しかし、只見線沿線の風景や地域資源も決して、海と山との違いはありますが、五能線には負けてはいないと思っております。それらを活かして只見線を観光路線化するためには、J Rと沿線町村で連携しながら、列車のダイヤを考慮した各駅から観光地へ円滑にアクセスできる二次交通網を整備いたしまして、自然、郷土食、風景、歴史文化などを堪能できるプログラムを磨き上げて観光誘客を図っていかねばならないと考えております。

次に、小学校に配置されましたA L Tの教育内容についてであります。項目ごとにお答えをいたします。

まず、現在の状況についてであります。先月7日、外国語指導助手、いわゆるA L Tとして米国出身のショーン・カーター先生が着任をいたしました。A L Tの配置は平成32年度より小学校学習指導要領が改訂となり、中学年で外国語活動、高学年で外国語科が導入さ

れることに対応するためのものであり、シヨーン先生は本町の全小学校の外国語活動の指導を担当しております。なお、本年度と来年度は指導要領改訂の移行期間となっておりますが、本町においては移行期間の段階からのALT配置が児童の学力向上や教職員の指導充実につながるものと考え、力を入れて取り組んでいるところであります。

次に、今後の発展的対策についてであります。現在、外国語活動の年間時数は中学年が15時間、高学年が50時間ありますが、平成32年度には中学年が35時間、高学年が70時間となります。引き続き、小学校の外国語教育の充実に向けて新教材の整備や教員研修の改善等に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 私あの、みんなみたいに、勉強したり、再質問を用意してきているわけではございません。この答弁書を基に再質問していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私、1番からいきます。JR只見線の復旧後ということで、この前、私、新聞読んで、ああ、良かったなというふうに感じたものですから、いきなり質問のあれに挙げたんですけど、ここに、答弁にあります、これ県で一緒に出したと思うんです。九つの重点プロジェクト。これについて、どういう項目なのか。私は具体的に答えてくださいというふうに質問出していたんですけど、これではあの、新聞のあれと同じような答弁ですので、ちょっとこの、ほかの経済委員会あたりには、話されているのかもしれませんが、私、ちょっと聞いてませんので、この九つのまず、重点ブロックについて、どういうものなのか。で、これに対して、只見町としてどういう考えなのか。それを聞きたいわけですよ。全然これ、私のあの、質問の答弁になってないというふうに感じますので、まずあの、最初に、九つの重点プロジェクトとは何か。それに対する町の考えは一つずつ、九つ、項目ごとに答えていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ご質問のありました九つの重点プロジェクトの項目でございます。

まず一つ目は、目指せ海の五能線・山の只見線プロジェクトというような内容で、先日、町長が行かれましたものから勉強して行って、五能線に負けないような観光路線化を、観光

路線としての歩みを進めていこうというようなことで今後進めていくと。その内容については、町長の答弁のとおりだと思います。

併せてですね、只見線学習列車プロジェクトというものもございます。そちらも町長答弁の中にあっただけでございますが、内容としましては、それぞれ沿線市町村に、ダムであったり、自然であったり、暮らしがあると。農業も食もあるわけですがけれども、それを子供達等の学習の教材として路線を使って実施をしていこうというようなことで、今年度から県で今実施をしておる内容でございます。今年ですと、延べ13校が実施をして、まだ全て来ては、たぶん、いなかったと思いますけれども、只見線を利用しての実施をしております。

またあの、みんなの只見線プロジェクトというものもございまして、これは県が中心でやる内容ですが、地域の機運を高め、マイレール意識を醸成することで、利用促進を図るといようなことで、おもてなしの心を醸成しようということ、県が音頭をとるんですけども、先ほど町長の答弁にあったとおりですね、駅での、いわゆる、よくあの、ボランティアガイドとか、駅降りて、そういうようなことやっているところがありますけれども、そういうようなおもてなしを改善、改善というか、向上していこうというような内容でございます。

四つ目としましては、奥会津景観整備プロジェクトというもので、先日ですか、一般質問の中でもお話があったとおり、景観を整備していこうというような内容で、そのことについて沿線4町と、さらには鉄道写真家なども含めて実施を今年度から始めて、開通までに整備をしていこうというような取り組み。

また、奥会津サテライトキャンパス整備プロジェクトということで、その、なんていうんですかね、沿線の中で公開講座など、学生のセミナーができるような形で整備をしていこうというようなことで、そういうようなものもございます。

あと、同じく只見線の産業育成プロジェクトということで、只見線を活用した地域ならではの産業を育成するといようなことで、その産業をモチーフにした只見線での、来て勉強したり、それを利用するといような取り組み。こちらについてはあの、奥会津振興センターのほうでも実施をしているような、輸送とか、そういうものについても、今、実施を、試行といひますか、実施をしている内容がございます。

併せて、県で実施している只見線の二次交通整備プロジェクトということで、こちらについては既に委員会の中でお示しをさせていただきましたけれども、8月11日からですか、会津田島駅から只見線への直通運転ということで、会津バスが県の助成を受けて運行して、

誘客を進め、直通の運転をしていこうというようなことで誘客を進めようというようなもの。

八つ目としましては、只見線の魅力発信プロジェクトということで、只見線のプロモーションを強化して、ウェブページやSNS、テレビなど様々な媒体により地域の魅力を発信するというようなことで、こちらは県が直接の事業で実施しておりますけれども、7月ですかね、吉本興業の芸人さんが、只見にも来町されたんですけれども、それで只見線をPRしていこうというようなものを実施しております。

最後に、只見線の利活用プラットフォーム構築プロジェクトということで、只見線の応援団を活用しながら、各団体が活動しやすい環境を整備していこうと。そして民間主体の推進体制構築に向けた土台づくりを行うということで、過去に、過去というか、今もあるんですけれども、只見線応援団という制度があるんですけれども、その応援団の制度をさらに発展させて、そういうような只見線の利活用を進めていこうというような九つの提案をもって実施をしておるところであります。県の主体でやっているものもありますけれども、それについて町ができること。また、町がやらなければいけないようなこともありますので、それを着実にやっしていこうというような内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 理解しました。県が主体だということなんで、あれなんですけども、町もやっぱり、これ、乗っかってですね、積極的に進めてもらいたいなというふうに思います。只見、今、こっちまで繋がっていませんが、この前も、今、吉本興業の話出ましたけど、40何人来て、旅行村でなんていうことで、うちにもなんか、トマト買いに来たんですけども、おー、なんて思ったんですけど、こういう、県で、そういうことを県でやっているということだね。だから、それにやっぱ、これ乗っからない手はないんで、これは是非進めていただきたいというふうに思います。そして、ここにも、答弁の中で一番良いなと思ったのは、これ、只見線のイベント等に取り組む住民や団体等に対する支援。これはね、やはり民間でこういう人が只見に何人かつくってもらわないと、なかなか、SNSで発信してもらいにしても、こういう人、これ、金山の例ですけど、この前、新聞にも出てましたけど、矢切の渡しじゃなくて朝霧の渡しですか。新聞出てました。そして観光客が3倍になったというような新聞報道ありましたので、やっぱ、まあ、金山にああいう写真家やったり、一生懸命やってらっしゃいます。やっぱ、只見も、やっぱ、ああいう民間の人を、やっぱ育てていかないと、どうにもならんと思うんですよ。我々も行政にやれやれと言っても、ばっかり言っても、

あれだと思いますので、やっぱりやる気のある人に（聴き取り不能）してもらおうということは、これは非常に良いことだなというふうに考えますし、そういう人を何人もつくれば、いろんな、この今言われた九つの重点プロジェクトに繋がるというふうに思いますので、ひとつあの、積極的に取り組んでいただきたい。只見としてはこれだというようなことを、必ず乗っかるようにして、只見まで足を運んでいただけるような只見線にさせていただかないと、なんか今、結構あの、外国人の方も入ってらっしゃって、三島とかのあの第1鉄橋とか、今言った渡しの舟とかというのは話題になりますけど、只見の話題、ね、ダムの水が少なくて遊覧船が出ないような話ばかり聞いているようでは、これ、どうにもならんので、積極的に進めていってもらいたいなというふうに思います。

町長。これ、あれですか。県に乗っかって、こういう答弁じゃなくて、あれしますと、只見はこれ、掲げて、私はこれ掲げてます。やらせますというようなやつは、なんか、ないんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町の場合、只見・金山間が代行で運転ということで、列車が来ていないということで、今、三島町を中心とした形で多くの方たちは金山まではある程度は来ていただいて、その後が極端に落ちて、そこからUターンされているという、そこから列車が繋がっていないというのが一つの大きな要因ではあるというふうには思っておりますが、ただあの、だからと言って、それをそのままにしているということではなくて、将来的に繋がったら全部こちらに来ていただいて、新潟まで繋ぐということを想定しながら、県と一緒に取り組んでいく必要があるというふうに、それまであの、若干、列車が繋がらないという弱点があるんですが、そこを弱点と捉えないようにして、将来繋がった時、どうしたらいいかということに向けて、県と一緒に、それから沿線町村の皆さんと協力しながらやっていきたいという考え方は、佐藤議員とそう変わらないつもりで、それ以上のつもりで頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） それからですね、町長、知事と一緒に五能線、研修されてこられたんだと思います。それでまあ、この答弁書に、知恵と工夫にあふれている路線だと感じましたということ書いてありますけども、その知恵と工夫はどういうものだったのか。ちょっとお聞かせ願ひたい。そしてその工夫。どういう工夫をしているのか。それを真似しろというん

ではないけど、それを参考にして、開通したときには只見はなんとかしたいというような、その工夫ですね、この辺を、どういうことをされて、どういうところが素晴らしかったのか。まあ景色だけが素晴らしかったのか。なんだかわかんないんで、その辺の、ちょっと、教えていただければありがたいかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 五能線につきましては、私も知事と同行させていただきまして、一つの大きな違いといたしますか、それにつきましては、それなりの歴史があって今がきているということで、最初は只見線と同じような状況であったというふうに理解をしておりますが、そういった中で、JRと地域の人との連携といたしますか、それと秋田新幹線とか、そういったあの、ひとつの環境の違いと併せて、危機感の中で、今の只見線と同じだと思いますが、そういったところでひとつの組織がきちんとできているというところが私は一番先に感じました。

それとあと、五能線の中でも、私はリゾート列車を使いましたが、リゾート列車だけは非常に多くの方、7割から、極端な話、9割方の入込が、乗っていただいている方が非常に多いということなんですが、ただ、その間に在来線が走っておりましたが、何度か交差をいたしました。やはり、それは只見線と同じ程度で、その在来線のところも、只見線もそうです。会津若松、坂下近くは生徒がいっぱい乗ります。ところが、柳津から手前、只見のほうに来れば来るほど減っていくと。それは五能線も一緒でした。ただあの、その中間に走っている特別な列車が非常にあの、状況、利用者が多いと。ただ、そこにひとつの工夫が生まれていると、特別列車を使う中で、その沿線の中の特徴のあるところをゆっくり走ったり、休んだりという、次の列車に繋ぐといたしますか、それがひとつは、白神山地の入り口になっておりますが、深浦町というところ、ここが中心的に、約2時間、うまく繋いでいくというところが非常に大きなポイントになっておりましたが、それと併せてただ、沿線町村の中の構成町村でも素通りのところは結構ありました。その辺が、これからどういうふうにもっていくか。全ての、構成町村全てがそういった形で、ポイントのところはゆっくり歩いても、休憩して買い物をしていただくというところというのは、全部ではなくて特定のところという、非常にあの、只見線とまた違った意味合いのところもありますので、只見線について、只見町については、ユネスコエコパークの形がありますので、白神山地とうちのほうは、随分、類似した点があります。そういったところの活用がうまくできないかというのが非常に感じ

ましたのと、それから沿線町村がひとつの総合パンフを作っているということですね。今は只見線沿線では、ひとつ、各町村単位にパンフは作っておりますが、それ以前にあの、五能線全体の中でひとつのパンフレットを作って、それぞれの町村を上手に紹介をして、その遊べる場所とか、そういったものをうまく繋いでいるというふうな形をとりました。見えませんでしたので、只見線としても、使えるところは提言をしながらやっていきたいと思いますので、非常にあの、参考になりましたのと、知事も、そういった中で大きな抱負をいろんな形で申し上げておりましたが、その組織のあり方については、やはり構成町村と、県と、JRと、それぞれの中で、その利活用促進に向けて、現実的に身のある方向に進むような形の組織づくりをしていく必要があるのかなというふうに強く私なりには感じたところです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 今、感想をお聞きしました。ありがとうございます。

私は、思っているのは、結局、今回、知事、沿線の市町村長引き連れて五能線見に行ったということ自体に意義があるんじゃないかなというふうに、その辺を町長には見習ってほしい。是非。この行動力、営業力というか。良いところがあるのであれば、職員、課長でもいい、引き連れて、ちょっとみんなで勉強に行こう、見に行こうというような感じ、行動に表していただきたいと思ったんですよ。まあ、その辺は、福島県知事、内堀さん、たいしたものだなと。もう外国でも何でも、福島県のもの売りに行ったりしてます。ああいう行動力を、やっぱり、俺は町長に見習っていただきたいというふうに思いますし、やっぱり、こういうところ、良いところ見てきて、再三、昨日から観光行政、交流人口の増加ということで答弁されてますけど、やはり、やっぱ、こういう良いところ見たらば、町長はやっぱ、構想をひとつ、やっぱ、観光行政なら観光行政、ひとつ、大きい構想を持って、それに向かって今度は職員が、職員だってやりにくいと思うんですよね。各課に、勝手に任されたような感じで、じゃなくて、もう、俺はこういう町をつくりたいんだという、一本の筋があって、それに向かって課長さん方が、町長はそういう意向なんだから、そっちに進もうというような町にしていかないと、組織にしていかないと、俺、だめだと思うんですよね。だから、その辺一番、只見町に足りないところなんじゃないかなというふうに思うんで、そこをやっぱ、ちょっと、強くお願いしておきたいというふうに思います。まあ、それは私の考えですから、いいんですけど。まあ、この件はじゃあ、これでやめて。

2番目。突っ込めという話もありましたけど、まあ、いいです。考えていただければ。2番目。ALTの件で、これはあの、教育長、今度、代わられまして、俺、教育長とちょっと、ご意見聞こうかなというふうに思ったんですけど、前の教育長とは随分、何回もこの問題については議論した経緯がございます。で、まあ、ほかに先駆けてALTを小学校にも入れていただいたということは、もう本当に素晴らしいなというふうに思います。これ、まあ、なんでかといいますと、やはり、今の、観光もそうであります、外国人、相当これから入ってくると思いますし、昨日あたりの質問の中でも、只見にある誘致企業にも外国人が入ってくる時代になりました。おそらく、そうせざるを得なくなると思うんですよ。これは人口、急に増やせていったって、生み方が少ないわけですから、増えるわけないんですよ。だから、その産業を守るためにはやっぱり、外国人の労働者入れないと、これはもう、農業だっであの、立ち行かなくなると思います。これはもう、近い将来というか、もう本当に近い将来、そうなるんじゃないかなという、私は思っております。この前、議運の研修に大洗町行ってきましたけど、資料をいただいて、見て驚いたのは、外国人の居住者が、もう何百人もいるんですよ。なんですかって聞いたら、それ、食品加工の工場に、日本人はこれ、嫌な仕事、汚い仕事はしたくないから、外国人呼んでやらせているんだと。ああいう、今、東京行くと皆さんわかるように、飲食店の従業員なんか、ほとんど、もう外人ですよ。だけど、やっぱり地方にも、もう完全に来る時代になってきます。これは。完全に。まあ、ヨーロッパとか、アメリカあたりと同じように、やっぱり、国が、ね、成長してきますと、やっぱり、嫌な仕事は、そういう外国人に頼るしかないような感じに、完全になると思うんですよ。だから、そうなった、なるのをね、おそらく、俺、もう観光客が来て、前の教育長とも言ったんですけども、町の案内をね、小学生とか中学生に、できるような英語の勉強をさせていただきたいなというふうにお話していたんですけど、今あの、前の教育長は、それはそうだ、それは決意があるんだ、10年かかるんだって。韓国あたりは、もう、そうなっておりますけど、ほとんどもう、英語と、2か国語ぐらい喋ると。まあ、英語は世界の共通語でございますので、やはりこの教育は、是非あの、町のためにもなりますし、今後の子供達もそういう、自ずから、外人が多くなりますと、英語できないと、なかなか大変な時代がくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のことで、今の、今度、教育長代わられたんで、教育長の、その辺のところの、英語教育に、というか外国語教育に関する想いをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） まず、現場から、要望で、小学校に英語が増設されるということで、校長会等で要望してまいりました。それを本当にいち早く取り入れていただいて、まず御礼申し上げたいと思います。で、小学校に、今までは5・6年生に35時間、英語、外国語活動として入っていたんですが、これからは3・4年生に外国語活動35時間。そして、5・6年生に70時間入ってまいります。その指導内容としては、3・4年生は外国語に親しむということで、聞くこととか話すことを中心に学習してまいります。で、5・6年生はそこから一歩進めまして、段階的に文字とか、あと定型文などを覚えながら、正式な英語に近づいていって、中学生になると今度は授業で、授業を外国語で進めると。例えばあの、英語の授業の中では日本語を使わずに授業を進めていくというような形に進んでまいります。時数的にも本当に、このことによって4年生は1015時間になって、中学生と同じくなるんですね。で、その子供達への負担、過重にならないかとか、そういう面でも心配はあるんですが、本当にあの、ALTを入れてくださったことによって、最初に触れる英語が、ネイティブスピーカーによる発音とか、英文とか、そういうことに触れることによって、子供達の意識が高まって、関心が高まって、楽しみながら、正しい発音の仕方を学んだり、文章について学んだりすることができます。とてもあの、只見町が小学校にALTを入れていただいたというのはとても意義が大きくて、ほかの町村の教育長さんに聞いても、まだあの、これからの計画の中にもまだ明確には入っていないというところで、とても只見町は素晴らしいなというふうに、今まで現場で要望していた立場としても本当に御礼申し上げます。今、佐藤孝義議員がおっしゃったように、実際に使える英語というのを目指していますので、教育委員会の行事の中でも英語でミュージカルを入れたりとか、そういうことをしながら、子供達がいかに使える英語、現場の中で活かせる英語というものを目指して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

なんとかその方向で、ここに書いてありますけど、まだ低学年についてはあの、教育授業には入っていないんですね。3・4年生からということですね。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 低学年は、今までも中学校のALTによって、今まで中学校のALTを小学校にも活用させていただいていたんですが、外国語活動として国際理解などを含めて、1・2年生も7・8時間の外国語の時間をとらせていただいていた行っていました。それも大変ありがたいことですので、それも続けてまいりたいと思っております。

○2番（佐藤孝義君） 良かったなというふうに思います。

私の時代は中学生になってから、This is a pen から始まりましたので。で、私、何故、英語にこだわるかという、まあ私ごとになりますけど、私、最初に就職したところが欧米会社だったものですから、全然、英語ができなくて、残業までさせられて、英語を教わった記憶がございます。で、やはり、もうこれだけグローバル化、国際化してきますと、やっぱり、この共通語である英語、重要になってきます。と思います。だから、まあ、ほかの町村に先駆けてですね、只見に来れば、もう、英語がもう、ペラペラになれるんだよというような町にさせていただければ、若い父兄の、子供をもった方でも、只見で、の学校へ行って子育てしたいという、自ずからそういうあの、行動ができるような町にさせていただければ良いなというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思いません。

私は、の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、2番、佐藤孝義君の一般質問は終了いたしました。

若干、早いですが、昼食のため、暫時、休議いたします。

尚、午後の始まりは1時にしたいと思いますので、お願いします。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、目黒道人君の一般質問を許可します。

4番、目黒道人君。

〔4番 目黒道人君 登壇〕

○4番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問いたします。

1点。地域おこし協力隊の事業効果と、それから今後の展開について伺います。地域おこし協力隊は我が町でも活躍されておりますけれども、任期後の定着率が低いのではないかと感じています。また、彼らにとってもやりがいのある事業内容になっているのかどうか。これも大事だと思っておりますが、実際にはどうでしょうか。これまでの事業効果と今後の展開について、町長の考えを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 4番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊についてであります。現在、本町においては7名の方々に活動をいただいております。そのうち観光関係の地域おこし協力隊は3名であり、アウトドア、インバウンド、宿泊施設経営の各分野で地域活性化に取り組んでおります。

アウトドア分野では青少年旅行村やスキー場を中心として活動し、誘客メニュー等の企画提案にも取り組んでおります。

インバウンドの分野では観光商工課において観光宿泊施設の案内表示を外国語対応にする取り組みや観光ガイドの外国人対応マニュアルの作成などを中心に取り組んでおります。

宿泊施設経営分野では森林の分校ふざわを中心に活動しており、料金改定や体験メニューの開発などの経営改善にも取り組んでおります。

また、教育関係の地域おこし協力隊は4名であり、奥会津・只見教育振興協力隊として、主に只見高校振興対策事業や心志塾事業に取り組んでおります。

以上のように、地域おこし協力隊の方々におかれましては、それぞれの立場において本町の地域づくりのために全力でご尽力をいただいているところであり、全国各地から高い志を持って本町に来てくださった協力隊の方々に対しては心よりの感謝と深い敬意を表する次第であります。

したがって、今後についても各協力隊の方々の意向を最大限尊重しながら、各分野での経験を活かして末永く本町でご活躍いただけるよう、起業・就業や生活環境の確立に向けたサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 答弁の内容でした。

地域おこし協力隊ですけれども、そうですね、なかなか良い事業なんじゃないかなと感じているところです。そしてまた、全国にいろんな田舎、地方がある中で、その中から只見町を選んで、只見町で活躍、活動したいとって来てくれる人たちがいるというのは、本当にまあ、心強いなという想いでおります。

それに対して、これまでの成果、事業内容。どうだったのかなというのが、ちょっと今回は聞こうということなのですが、ちょっと参考までに、この制度が始まって、只見町で受け入れることになってから、これまでの中の延べ人数を、ちょっと確認したいなと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） トータルで、延べ12名でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 12名。現在7名ということですから、5名の方が任期を終えられたということになりますかね。この事業はあの、ご案内のとおりですが、2009年から始まりまして、来年でそろそろ10年になるかというところです。これは人件費と事業費と合わせて400万円ぐらいが特別交付税措置されるという事業でして、それからさらに任期後に起業する場合には、またさらに100万円まで補助されるということです。そしてあの、総務省によると、これまでは実績として、定住の実績は6割になると。これ、おそらく水増しされてないんじゃないかなとは思いますが、さらに総務省は、この勢いに乗って1.5倍に増員する計画もあるということです。

それでちょっと、先ほどの答弁なんですけども、要旨のところですね、僕は定着率が低いんじゃないかということをちょっと書きました。ちょっと答弁の中で、その定着率に関して、ちょっとあの、触れられていませんでしたので、これ、念のためですが、定着されている方というのは現在いらっしゃるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 先ほど、延べ人数で12名。現在7名が現役で勤められているという答弁をさせていただきましたが、実際あの、任期を全うされたといいますか、予定をされていた、最長3年ということでもありますけれども、任期3年を満了された方は1名いらっしゃいます。さらに、元々1年と、で予定をされていた方もいらっしゃいまして、その方が1名。任期を、予定から、初めの入られたときから満了されたのは、只見町においては2

名ということでございます。その以外の方につきましては、様々な理由で、途中で辞められたというようなことで、定着率ということでございますと、元々あの、お一人の方は町内の、町民と結婚された方がおりますので1名。したがって、3名、任期を満了されたということではないんですが、3名のうちの1名が只見町に残られているということであれば33.3パーセントという形になります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。定住された方が1名いらっしゃるというのは、これ、すごい良いことだなと思います。ただ、それにしても、実績、国全体として6割というところですから、そこにはちょっとまあ、どうしても開きがあるのかなという印象です。例えばですけれども、定着されない、定住されない、任期を終えたらば、ほかの地域に行かれるのか、地元に戻られるのかという方が多いようですけれども、定住されない理由は何だとお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 2名、任期満了の方がいたということでお伝えをさせていただきましたが、1名は当時、大学生ということで、また大学に戻られたという方が1名。あともう一人の方は、只見教育振興協力隊として奥会津学習センター等のものについて、地域で頑張っていたという方でありましたけれども、只見で残りたいという気持ちも若干あられたようですけれども、新たな就職先が見つけれられたということで県外へまた戻られたというような状況でございました。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、そうですね、それぞれ、先ほども答弁いただきましたが、事情はそれぞれだということだと思いますし、この事業そのものがですね、必ずしも定住をしなればいけないというものでもないということは重々わかっています。まあ、それにしても、もうちょっと定住してほしいというのが、これは町民の素直な気持ちだと思います。そうですね、ちょっとこれ、なかなか難しいですけども、一つに思うのは、これ、すみません、個人的なことですけど、先ほども言いましたが、人件費で200万円ぐらい出るということなんですね。これで任期期間、3年間ぐらいは、いわばその年収でいけるわけですが、それが終わって、只見に定住しようとなったときの年収というのは、これ、なかなかね、200万円を維持することは、本当にこれ、難しいことなんじゃないかなと思います。まあ、

定住されない理由の一つには、この収入格差というものもあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議員おっしゃるとおり、そういう部分もあるかと思えます。いわゆる、その任期を全うされた後の、その次の段階に、何を選択されるか。例えば起業、もしくは起業だけでなく就業ですか、就業もありますし、そういうような様々なものがありますけれども、その隊員になられたときの年収の維持というのは一つの原因というふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、実際にこの格差があるのは、この地域の場合ですね、まあ、事実だと思います。それで、事実ですから、その任期後、定住に向けては、そこに直面するという事は、もうわかっていることかなと思うんですね。これ、例えば採用の時点で、募集の時点、それから面談など、こういった場面で、こういった事実についても触れられているでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 採用については、教育委員会で教育振興協力隊のほう行っておりますが、その際には、募集の求人の中にも金額と勤務条件については書いてありますし、面談の際、そして就職する際にですね、それらのことは説明しております。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 観光分野での協力隊につきましても、金額については同様に説明はさせていただいておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと、もう1回確認なんですけど、これ、任期中の収入のことじゃなくてですね、任期後、こうなりますよという部分。これについて触れられているかという部分ですが、これはどうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 制度ですね、地域おこし協力隊の制度は、任期中の制度でありまして、その後については、議員、先ほど言われたように、起業するとかですね、それぞれまた総務省のメニューもございます。ですが、できれば地域おこし協力隊の本来の主旨からし

まして、やっぱり、定住というか、住んでもらいたいというのがありますので、まあ、うちのほうではですね、勤めるときに、その3年後の自分の姿を考えて仕事をしてほしいということ伝えてあります。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 観光商工部分、観光課のほうでも同じことになります。3年後、残っていただく場合の、収入額については、その3年後、どういった仕事をされるのかということにもよりますので、金額的にはっきり申し上げることはできませんが、同じ金額がそのまま町から支給になるということではないということをご理解をいただいているものと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、そうですね。なかなか、これはちょっと触れづらい部分かなと思います。ただやはりその、協力隊の皆さんも、やはりこの地域に根差そうというつもりで来られる方もいらっしゃると思いますから、これはもう、事実として伝えるべきかなと僕は思います。それが、その募集の時点でなくともですね、事業をやっていく中で、地域に見られれば、なんとなく、まあ、わかっただけののかな、なんても思うんですが、やっぱりそれはあらかじめ、情報として伝えてはどうかなと思います。それであの、やっぱりこう、なんていうんですかね、任期を終えてから、只見で、就職、何らかの、今ある既存の事業に、企業なり事業者に就職しようとする、これはやはりどうしても、年収の部分で差が出てしまうのかなというのはあるんですが、そうであるならば、むしろ、起業を働きかけて、自らオーナーとなって働くという、そういった部分があれば、多少はですね、あまりギャップがないような収にが、それはその人の頑張りにもなると思うんですが、そういうほうがむしろ前向きなのかなと思います。そういった方向に向けた指導、指導というか、相談に乗ったりとか、そういったことというのは今、現状、行われているでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 教育委員会の分野はですね、高校振興対策分野と心志塾ということで、主に二つの分野に分かれておりますが、先ほど、任期を満了した1名。高校振興対策のほう担当しまして、主に寮で、寮の運営等に携わっておりました。終了時には寮のほうのNPO法人ありますけども、そちらのほうに、ではどうかということで話もしました。そういったこともございました。そして、彼は違う進路を選んだわけですが、塾のほう

ですね、まだ3年の任期にはなっておりませんが、公営塾ということで、町に塾がないので、塾を自分でですね、そういう学習塾を起業できるようなことはまあ、まったく理想だとは思いますが、なかなか、それをやるだけの、やっぱり、資金とかですね、能力とかですね、いろんなノウハウとかありますので、そういったものを自分でやっていくという決断するのは、なかなか難しいことではないかなというふうには思っておりますが、理想はやはりそういうことで、起業するというようなことは本来の地域おこし協力隊の趣旨に沿っているのではないかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 観光のほうでも、協力隊の方々と相談をさせていただきながら、個人の意思を尊重して、やりたい、やってみないと、こういったものやりたいという方については、いろいろ支援策を講じたいというふうに考えておりますが、まあ今回の中では起業まで、やっていきたいというような相談まではいただいているところがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） そうですね。ちょっとこれ、分けてお話ししたいなと思いますけれども、なんていいますか、教育分野に関しての協力隊。それから観光の分野の協力隊と、ちょっとまあ、内容がだいぶ違いますし、その後のまあ、任期後の、任期後の活動についても、またちょっと違うのかなと思ってます。でまあ、そうですね、やはり起業というものも、やはりこう、進めていただきたいなと思いますし、なによりその、協力隊の皆さんがやりたい、取り組みたい課題というのが、たぶん、あるんじゃないかなと思うんですが、その辺がちょっと、まあ、町民目線からいうと、ちょっと見えてこないのかなというところなんですね。

で、ちょっとあの、変えまして、ちなみに、これ、制度としてなんですけれど、何人ぐらいいまで、その採用することが可能なんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 明確にこう、間違いないというお話は、ちょっと今できませんが、人員の制限はなかったと記憶しております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちょっと極端な話しますけれども、であれば、もう100人とかですね、200人とか、事業、勿論つくんなきゃいけませんけど、このぐらいの規模で募集して、それで定住してもらうというのは、これ、あっても良いのかなって思うんですよね。で、住

むところないじゃないかという話になると思うんですけど、それは昨日もあの、ほかの一般質問で皆さん、されてましたが、住宅問題、なんとかすればいいんじゃないのかなというところだと思います。それによって、例えば、若い協力隊に来てもらってですね、そうなれば、高齢化率も下がるという理屈にもなるのかなと思うんですが、これは、どうなんでしょうか。例えばほかの事例があれば、どんどん採っている自治体もあるよということがあれば、まあ、ちょっと、まあ、聞いてみたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） わかる範囲でお願いします。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ちょっとあの、町村名申し上げられませんが、地域おこし協力隊を積極的に活用している市町村と、そうでないところと分かれておりまして、只見は、県内ですと、地域おこし協力隊を採用しているのは多いほうに入っていたというふうに記憶しておりますが、多いところでも十数名だったと記憶しておりますが、多くそれを採用されているところはあるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、これはその、ちょっと考えて検討していただければと思います。まあ、もうちょっと採ってもいいのであれば、もう、どんどん採っても良いのかなと。それで実績が上がれば、只見は何を、先進事例をやっているなど、ですね、どんどん定着しているんだとか、こういうのを是非見せてやってほしいなと思います。

まあ、それでその、協力隊の皆さんの住環境なんですけれども、まあ、ちょっと、僕のほうでもリサーチしたところ、わりとあの、住宅に住んでらっしゃる方が多いということなんですよね。民間のところにお住いの方もいらっしゃるようなんですが、これ例えば、空き家を改修して住んでもらうなんていうのは、どうかななんて思ってます。で、そうすると、集合住宅だと、なかなかこう、地域、そこの集落の皆さんと接点を持つというのはなかなか難しいのかなって、ちょっと感じているんですけども、1軒の空き家であれば、やはりその集落の普請であつたりとか、なんか、そういったものにも参加されたりとか、お付き合いできるメリットがあるんじゃないかな、なんて思います。で、やっぱり、よその地域から来た若い人ですよ、いろいろわかんないこともあると思いますし、そういった地域の方に、その協力隊の方がいろいろ生活の面でお願いすることもあると思います。まあ、やつけになるということが大事かなと思ってますし、そういった困っている協力隊をですね、支えると

いうのも、これ、地域の活性化にもなるんじゃないかな、なんても思うんですが、こうしたその空き家の活用。これと協力隊などは、ちょっと考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ご提言ありがとうございます。

他の市町村の例にもあるんですけども、地域おこし協力隊を採用する際に、ここの空き家に住んでいただいて活動していただきますというような形で、当初から募集の段階で、そういうような形でお願いをしている例もあるというふうに聞いておりますので、そういう方法は当然あるというふうに思いますし、有効だというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） まあ、事例もご存じのようですので、これは是非あの、やってみてはどうでしょうか。改修についての予算などもですね、まあ、町でなんとかなるのであれば、良いかなと思うんですけども、そうですね、あの、彼ら、彼らというか、協力隊の方って、わりと車持ってらっしゃらないんですよね。その、実際まあ、よその、都会から来られる方がほとんどだと思うんですけど、実際、車持ってないということで、そうなると、例えば、わりあい、こう、只見地区に住まわれている協力隊の方多いのかなと思うんです。でまあ、この彼らが車持ってないということが、まさにこう、なんていうんですか、我々には見えない課題を顕在化させてくれているんじゃないかなと。移動できない人がいると。しかも、それ、お年寄りじゃなくて若い人が移動できない。で、彼らが移動できるためには、じゃあ、公共交通どうするかとか、彼らの存在が今ある、ちょっと我々が見えない、もしくは目をつぶっているような課題を見えやすくしてくれてる存在なのかなとも思うわけなんです。でまあ、彼らはですね、言ってみれば、異分子、言い方悪いですけども、こういう呼ばれ方をします。よそ者、若者、ばか者と。この三つがですね、地域を変える存在だというのは、よく言われてますし、皆さんもご存じだと思います。で、そういった彼らをですね、手助けして、暮らしやすい、同じ町民として受け入れていくのか。それとも、まあ、残念ながら、ちょっと暮らしにくいということで去ってしまうのか。これはですね、いわば、地域の側が試されているんじゃないかなと思うんです。で、そういったところがですね、実際、地域、今、Uターンとか、Iターンとか、いろんな政策ありますけれども、なかなか、まあ、目に見えた実績があがってない状況なんですよね。それに対して、この地域おこし協力隊っていうのは、募集すれば、応募に応じて来ていただけるわけなんです。そういった意味では、若者が

増えていくっていう、非常にわかりやすいロールモデルなんじゃないのかなと思うんですね。そういった形で、ちょっとこの事業を演出してもらいたいなと思うんですが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 地域協力隊につきましては、今、目黒道人議員が言われたように、たしかに課題はたくさんあるように思われます。そういった中での、現在、広域的にその協力隊の交流会等されておりますが、そういった中の事例としても、定住者の中から、ただ今出されたような大きな意見がいくつか出ていたようですので、広域的なそういったのを見るのも必要ですが、そういった協力隊の皆様方が町内の情報交換といいますか、等も含めながら交流できる場ということは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。今はどちらかというと、今来ていただいているその職場での交流といいますか、そういったところが中心になっておりますので、協力隊同士の話し合いとか、それから地域の、場合によっては若い人達の交流とか、そういったことは若干あの、少ない面もあるのかなというところもありますので、どういう形で、協力隊に地域のことを知っていただいたり、将来設計ができるような情報提供をできるか。今後は十分考えていきたいというふうに思っておりますのと、協力隊については、今後できるだけ募集はしていきたいというふうに考えてはおります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） その交流会など、実施されてるようですね。それはちょっと、話は伺ってまして、やはり彼らの声というの、ちょっと、やはりこう、拾い上げていただきたいなと思います。やっぱりこう、他の地域からこられた人ですし、やはりこの地域に溶け込みたい、地域の人と交流したいと、勿論、彼らも願っていると思いますし、その先には只見の町民にまあ、なっていたきたいわけですし、一緒に地域つくっていきたい人達なんですよ。だからこう、そういったところでいくと、例えば今、各課が一応その管轄、受け持ちでということ所属しているわけですが、やはりそのメンターといった存在が今やっぱり必要なのではないかなと思うんです。彼らの、事業は勿論ですが、生活全般に関して、相談に乗ったり、アドバイスしたり、もしくは協力者を紹介したり、そういった役割の存在が、まあ、あるんじゃないかなと思うんです。やっぱりこの只見の知らない土地で、自然環境も厳しい中に、彼らが思い描く活動がどうやったらできるのかなというところなんだと思うん

ですね。で、やっぱりこの、優秀な人材を選抜されているとは思いますが、どうしたってこれ、一人でいるっていうのは、どうしたって、なかなか難しいんじゃないかなと思います。やっぱり地域の中で活動してこそその協力隊だろうなと思いますし、でまあ、地域の当たり前が、彼らの当たり前でない、なんていうこともあったりして、そういったものを直面するなんていうこともまあ、きっとあると思うんですよね。僕なんかもあるんですけど、まあ例えば、この間あの、これ、だいぶ前の話ですけど、祭礼の時に、祭礼の前の4日の日にですね、草刈りをやるんですね。お宮の草刈りを。それ、知らなくて、なんで来なかったんだっていうのを後から聞くんですけど、そういうのがね、やっぱり、あらかじめ言っておいてもらえば、参加するもんだなってわかるんですけど、当たり前だろうと言われちゃうと、元も子もないんですよね。1回聞いたんで、僕の中で、それ、当たり前になりますけど。あと雪まつりのゆきんこ市の時ですね、あれ、骨組みは組むんですが、屋根は自分たちで張るんですよね。それもちょっと、1回目出るとき、それ、わかんなくて、手挙げて、説明会の時に、屋根どうするんですかって言ったら、そんなの、みんなで張るんだって横から、そんなことは聞くな、みたいな感じのムードがあるんですよね。こういう些細なことですけど、知らないって、結構、こういうことだったと思うんですよ。で、まして、僕なんか、地元だからあれですけど、よそから来ると、ほんと、こんなことばかりなんじゃないのかなって思うんです。そういったものを繋ぐ役目。それがまあ、メンターなのかなというところなんですね。ただ、まあ、今、この役場というか、町の組織の中で、そういったメンターになり得る人、こういった人も育成していかないと、お互いにとって、町にとっても、その協力隊の彼らにとっても、もうちょっとうまくいくためには、やはりメンターが必要なんじゃないかなと考えますが、これについていかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 若干あの、先ほど、そういった、専門的なところまでできるかどうかは別にしまして、体制、職員の中とといいますか、各課バラバラで扱っているところを、そういった連携して、うまくそういった形がとれるようなことができれば、良いかとは思っております。専門の職員を付けるということではなく、最初からはちょっと無理なところはあるかもしれませんが、そういった協力隊が入って、来ていただいている関係各課が連携をしながら、交流会それから学習会等をもてるような形で計画していければというふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 是非これは必要なことかなと思います。是非、何らかの方法で、ちょっと相談乗れる相談相手、任期後も見据えてですね、みんなでやっていこうというような空気を是非つくってほしいなと思います。

それで教育委員会の公営塾に来られている協力隊の皆さんなんですが、これは本当に、よくよく相談に乗って、一緒にやらないと、定住という部分を見据えるとすれば、これはなかなか難しいのかなと僕も感じています。それについてはちょっと、僕もこうしたら良いというのは、なかなか思いつき、思わないんですね。まあ、ただやはり、教育分野にこの協力隊をこれまで配属してきたという、この考え方は、なかなかこれはもう町としても良い取り組みだろうなと思っています。教育こそ、その、なんていうんですか、少子化対策というか、これからの活性化にはやはり教育という、この考え方はすごく共感できるものがあります。しかし、まあ、一方でその、人生を、彼らの人生をここの只見で過ごすっていうぐらいのスケールに引き伸ばしてみると、なかなか、ちょっとこの、教育分野の協力隊が只見に定住するという方法は、その分野だけというのはなかなか難しいのかなと思うので、先ほど言ったようなメンターであったり、もしくは生業は違っても教育に携われるような、そういった提案ができれば良いのかなと思ってます。で、その公営塾に若い協力隊が来ているというのは、これは高校生にとって非常に良いことなんじゃないかなと思います。以前も、高校の振興対策の時にお話したと思うんですが、我々、只見には大学がありませんから、大学生を身近に感じることはできなくて、それがどういうことかという、結局、大学に進学するというもののイメージがなかなか持ちにくい。そういったものがあるんだと思います。今あの、皆さんの頑張りによって、大学に行く。進学する。大学や専門学校に進学する生徒は増えてますけれど、じゃあ、実感を持って、大学行ったらこんな感じだなというものが持てるのかなという、なかなかそこ持てないというのが現状だと思うんです。そこにその、若い、公営塾に来ているような協力隊の人がいるということで、ちょっと町民の皆さんには失礼かもしれませんが、学習する若者像というのを見せられるというのは非常に大きいことなのかなと思うんですね。一応、ちょっと聞いてみたいんですけども、教育委員会としては、彼らの任期後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（渡部早苗君） 高校生にとって大学生の生活というか、大学生が身近に感じられる

ような、そういう方策がないかということ、以前の振興対策会議の時に目黒道人議員のほうからいただきましたので、今年の8月に、高校生と大学生の交流会というものを行いました。で、残念ながら高校生は少なかったんですが、大学生は布沢に入っている宇都宮大学の大学生と、あとその卒業生が8名ほど参加してくれて、大学生活についてとか、自分たちの目標などについて話してくれました。その時に、学生の中で、農学部の人だったんですけど、自分は農業生産のほうに携わりたいと思っていたんですけども、リーフレンズという活動の仲間というか、地域に入って地域おこしを手伝うというようなクラブ活動があるらしいんですが、その活動を通して只見のようなところで地域おこしを手伝えるような仕事に就きたいなというふうにおっしゃってました。で、そういうところから、只見に引き込めるな、来ていただけるかな、なんていうことを思って、とても良い印象を受けたんですが、残念ながら高校生の参加が少なかったので、高校の校長先生のほうに連絡して、次年度は高校の行事にしてもらうか、高校と連携して取り組むというふうにしました。

あと、地域おこし協力隊が地元の中で地元の人達と連携とったり、あとこれからの自分の生き方について考えたりということをしてほしいなということで、ダイヤモンドプランの10期生、只見の素材を活かしながら只見に貢献するというようなテーマなんですが、そこに2名、新しく入った、教育委員会に入った地域おこし協力隊が入っています。現在、今日、松下政経塾のほうにみんなと一緒に行って研修をしているんですが、なるべくあの、連携とりながら、地域の人達との触れないなどを通して、只見に定住していただければなというふうに考えておりますので、これからもそういう意味で積極的な取り組みをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 宇都宮大学の皆さんとの交流は、これはなかなか、やっぱり、良いですよ。まあ、残念ながら高校生の参加少なかったというのも、たまたま日程だったりとか、いろいろご都合だと思えますから、これはまあ、是非あの、毎年ですね、毎年と言わず、年何回かやるのもいいと思うんですけど、是非あの、機会をつくっていただきたいなと思います。

で、その公営塾というのは、彼らはいつもお昼に出勤されて、夜は9時ぐらいまでという、そういうサイクルで日々生活してますから、なかなかこう、地域にしてみても、接点なかなか

か難しい、接点をつくるのがまず難しい。お酒呑もうといっても9時まで働いているわけなので、なかなか、ちょっと難しいんですよね。でまあ、車がないとかですね、地域にしても、若いのが来てるんだけど、ちょっとよくわかんないな、みたいな感じなんじゃないかなと思うんです。彼らの境遇を考えると。でまあ、この彼らの経験や知識。これを役立てようとして来ていると思うんですけれども、実際に、公営塾はもう公営塾としての仕事があるわけなんですけど、それ以外の皆さんと、仕事の内容をじゃあこうしようかみたいな、決めるプロセスについて、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 公営塾は学校教育係のほうの、係が二つ、うちのほうにありますけれども、その係の中で相談しますし、仕事を決めるプロセスということですが、昨年、29年度まではもう一人、その塾の中に軸になる人がおりましたので、週に一度、その方を中心に方針を決めておりました。また、昨年度は総務省の事業で外部専門家派遣事業ということで、その塾の構築にあたる専門家の派遣をお願いしましたので、その方に入っていて、塾の運営のあり方等の指導を受けております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） ちなみに、観光分野の協力隊に関しても、ちょっとお答えください。仕事の内容をどう決めるかということなんですけれども。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 今、3名、観光のほうでおります。1名については森林の分校ふざわのほうに、経営に携わっていただいておりますので、運営会議等行いながら、その中で新たなメニューとか、そういったものを検討していただいているというようなことで、月に1回程度、各担当と会議をもって行動内容等は検討させていただいているということになってございます。あともう一人は、今、振興公社のほうでアウトドアのほうに携わっていただいておりますので、そちらについては振興公社のほうの業務内容等の中で仕事の内容は決めていただいているということになってございます。もう1名は、今、観光商工課内に席を置きまして、観光分野、昨日の質問にもありましたインバウンドへの対応について、町内のおかみ会等の対応であったり、そういったものをやっておりますので、それについては直接相談をしながら、業務内容については検討させていただいているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） わかりました。やっぱりちょっと思うことなんですけれども、事業内容を組むうえで、ちょっと考えていただきたいのはですね、彼らは地域おこし協力隊ということで来ている人達なので、彼らが主体的に仕事を組み立てるのかとなると、ちょっと僕は、そこは、ちょっと疑問があるわけなんですよね。それは何故かという、彼らは地域おこし協力隊ということであれば、そういうことなんだと思います。彼らが主体的に地域おこしをやっていくということだと思んですが、地域おこし協力隊という名前が付いてます。協力する立場だということなんですよね。それは何故か。じゃあ、主体は誰かといったら、それはやはり町民だと思うんですよ。地域おこしやるのは町民であるわけなんです。我々なんですよね。で、協力隊というのは、そこに協力をする立場で只見には来ている。この視点が抜けてしまうと、地域にとって良い効果があるのかなというのが、ちょっと僕は気が付いたところなんですけれども、その事業を考えるうえでも、地域とどう連携するか。地域にどういった働きかけをすると地域が動いてくれるのか。こういった部分。こういった事業の組み立てにして、そうすると先ほども言いました、その地域との交流であったりとか、そういった部分も自ずと生まれてくるのかなというふうに思います。勿論、これまでやられている事業にも、そういったものはあると思いますから、そういったものはそれでもいいと思うんですが、なかなかこう、地域の人達がどう関係していくのかという部分。これがちょっと、なかなか見えてこないんだと思うんですが、ここをまず踏まえないとですね、地域おこし協力隊何もしてくれないじゃないかというふうな、ちょっと変なね、見方を町民はしてしまうんじゃないかなと思うんです。この部分については、なんとかうまくやってほしいなと思っておりますが、副町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） ご質問いただきました。今まで地域おこし協力隊の件につきまして様々ご意見をいただいております、非常に共感をする部分が多かったわけでございます。どうしても人口、今4,266人だだと思いますが、非常に多くの課題に今取り囲まれておられます、それを全てこの町民のみで解決するのは非常に私は困難、至難の業であると思っております。どうしてもこの外部人材の必要。もしくは移住・定住の促進というのは不可避であろうというふうに思っております、そういった中、この地域おこし協力隊制度。非常に移住・定住の先駆け、もしくは最優良事例なんだろうなというふうに思っております。先ほ

ど道人議員もおっしゃいましたが、ここの定着がおぼつかないようですと、ほかの移住定住策につきましても、同様に推進はままならないのかなというふうに考えておりました、逆で言うとその、ここで移住定住政策推進していくうえの試金石とも言えるという認識であります。例えばでございますが、今ほどの位置づけの部分のお話もございましたが、例えば採用時、もしくはその後でも結構ですが、どうしても3年間という制約はあるわけでございますが、その後のこの進路に向けましたメニュー。例えば農業をやりたい方、起業をやりたい方の希望に沿ったような形での研修メニューの提示だったり、もしくは先ほど町長がおっしゃったような定期的な交流会の開催であったり、様々、まだまだやれることは多いのかなと思っております。どうしてもその、個人の自由の部分、その居住、もしくは職業選択の自由という部分がございますので、雁字搦めにはできないわけではございますが、そこはあの、しっかりその、本人の意向を踏まえたうえで最大限、町としても移住・定住の促進に向けて取り組んでいくべきことは、まだまだやれることは多いのかなと思っております、実際、このプロジェクトチームの中でも相当議論になっております。さらに議論を踏まえまして積極的な改善策を今後提案してまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 是非あの、今の答弁のようにやっていただきたいなと思います。本当あの、Uターン・Iターン受け入れるということは、まずは地域おこし協力隊をこの地域に招いて、彼らとどう協調していくか。ここにやっぱりかかってくるんじゃないかなと思います。

さて、ちょっと最後に、ちょっとだけ、提言といいますか、考えてきましたのでちょっと聞いてください。今度ですね、司馬遼太郎先生の峠がなんと映画化されるという、すごい嬉しいニュースが入ってまいりました。2020年公開で、役所広司主演、松たか子共演ということで、これはですね、すごい話題になることはもう請け合いですよね。もう、こうなった時、2020年、インバウンドもあります。2020年だと、まだ只見線通ってないですかね。とにかくね、映画が公開されて、そうなれば、観光客がみんな挙って塩沢にやってきますよね。これはですね、是非期待したいところです。それであの、司馬遼太郎さんもおっしゃってますけれど、執筆当時は交通事業が良なくて、只見線も通ってませんでしたので、只見に取材に来れなかったそうなんです。なので、描ききれていない部分が本当はもっといっぱいあったというのが、継之助記念館にも書いてあるそうなんです。ですから、この映

画化にあたってはですね、是非、最後のラストシーンをですね、もう長く撮っていただいて、是非只見でもですね、ロケをしていただきたい。そのための誘致というか、是非、映画関係の方とですね、只見の良いシーンいっぱいありますから是非撮ってくださいと。是非そういうのやってください。僕、実はダイエットを始めまして、これね、エキストラあるんじゃないかなと思っているんですよ。貧しい農民役やるのにですね、あまり太っていたんではちょっとできないと思うので、なんとかこう、ね、やりたいな。そこにですね、観光客がこれだけ来るんだから、河井記念館にやっぱり協力隊を配属してですね、しかもその協力隊は、もうね、河井継之助の大ファンを是非採用してほしいんですよ。で、その彼がもう、その想いをですね、記念館に来られるお客さん一人一人にですね、伝えるというか、その地域の人達、塩沢の皆さんとも是非そこでは協力していただきたいし、この間、墓前祭もありましたけれども、墓前祭の運営もなかなかね、塩沢の皆さんだけでやるの、なかなか大変だなというの、やっぱり感じていますし、ここにやはり、協力隊がいてこそ、そしてその彼らが、是非ね、熱狂的な継之助ファン、もう、さっきも言いました、よそ者、若者、ばか者ですね、もう大ばか者をですね、是非採用して、あそこをですね、もっとおもしろく、今つまらないというわけじゃないんですが、注目されるスポットになりますから、そこをですね、なんとか盛り上げていくというところですね。八十里越えが通るし、只見線も通るし、東京オリンピックもあって、そこにさらに峠の映画化っていう、このですね、強力な追い風が吹いてきたわけですけども、我々はですね、その追い風を受けとめる帆を立てているのかなっていうのが結構、これからやっていかなきゃいけないのかなと思うんですよ。風ばかり吹いてたって前に進んでいけないわけなんですよ。帆が立ってないと。で、その帆を立てる一人として、その継之助記念館にも是非、一人、もう熱狂的なファンを配置してもらってはどうか。今回の墓前祭にもですね、東京から3名の大学生が夏休みだということで、何故か、墓前祭があるということを聞きつけて来たわけなんですよね。只見線に乗って。うち一人がすごいファンだということだったんですけど、でも、そうやって、今できえそうやって、戊辰だ、維新だっていう150年ですから、話題にもなっていて、その若い人も来るんだと思うんですが、そういう潜在的なファンはもっともっているんだと思います。で、それが映画化によって顕在化されてくるわけですから、みんな来るわけですので、これは是非、配属を検討してもらいたいなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど、峠の映画化の話ですが、これはあの、監督がすでに只見のほうに事前に入られて、伝えられたところによりますと、継之助が越えた頃と、滝ダムの影響等で、自分としてのイメージが違うという発想を、の感想を言われたそうで、撮影そのものは長岡中心になるだろうということと言われて帰られたということはちょっとお聞きしておりますので、非常にその点は残念だとは思っておりますが、まあ、なんとか、機会があれば、是非只見でも、という願いは持っております。そういった中で、ただあの、いずれ2020年映画化になれば、これはあの、長岡ばかりでなく、塩沢の地も非常に有望な形で、また150周年以上のものが生まれてくると思っておりますので、そういった中で協力隊、記念館専属ということが可能かどうか、冬期間の問題もありますので、そういったところも含めながら内部検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

続いて、1番、酒井右一君の一般質問を許可します。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） 通告に基づきまして、1番、酒井、一般質問を申し上げます。

私、司馬遼太郎さんのおいでになった際に、運転手を務めさせていただきまして、遼太郎さん個人との思い出があります。非常に良いお話を、希望のある、血湧き胸躍るような、私としては若いころの話で良かったんですが、私がこれから質問申し上げる話は、話すほうも、聞くほうも、大変つまらない話、例規の話なので申しわけなく思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

一つ、町例規集の取り扱いについて。法令主義が徹底されていなければ、そもそも行政の執行は根拠をなくします。それは我々議会もまったく同じであります。私、かつての役場職員として、また今は議会議員として、これからの話は自戒を込めて申し上げるものであります。昨今、町例規集とその取扱いにあって、あってはならない不備と不見識が見受けられます。そのために町政が混乱する懸念があります。それで、例規に対する町長、執行機関の長としての考え方を伺いたい。

2、プロジェクトチームの活動状況と実績について問います。

3、公共交通体系の確立について、右のようにお伺いたします。つまり振興計画に書いてあること等々、見出すべき点が見えたかどうか。今後、公共交通システムの改善するべき点もあると言われたことについてどうされたかということです。

4、只見町人口ビジョンにおける現状と課題、取り組みの方向性について。一年前の6月議会において、只見町人口ビジョンの現状と課題、取り組みの方向性、具体的に申し上げますと人口ビジョンの本体30ページから31ページについて、それについての提案をしました。それはここで示している問題点を必要な施策に事業化して、年次計画を組んで課題解決までの進行管理と事業評価できないかというものでした。これについては町長は、町内部ですでに検討していて、前向きに検討するとされました。一年を経た今、この件について検討結果を示されたい。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町例規集の取り扱いについてであります。議員ご指摘のとおり、要綱、要領、規程等の一部にその改正内容を反映していないものがございます。例規集は条例や規則、要綱、要領等を掲載しているものでありますので、改正内容が反映されていないことは早急に是正する必要があるものと認識をしております。これに基づきまして、つきましては既に是正作業を指示してございまして、只今実行中でありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、プロジェクトチームについてであります。まず活動状況についてであります。去る4月17日の議会全員協議会においても報告をさせていただきましたとおり、人口減少対策を目的として、新年度の開庁日初日である4月2日に庁議メンバーを構成員とする人口減少対策部会、4月11日に各課等の選抜メンバーを構成員とする、くらし・交流各部会をそれぞれ立ち上げたところであります。その後今日まで、人口減少対策部会は7回、くらし・交流各部会はそれぞれ9回開催し、副町長を統括として若手職員を中心に熱心な議論を続けてきたものであります。また、先月下旬には今後の議論の参考とするため、町内の関係団体代表者等にヒアリングを実施し、本町を取り巻く課題解決に向けた貴重なご意見をいただきました。

次に、実績についてであります。これについても上記報告のとおり、最終的には来年度当初予算においてプロジェクトチームの議論を踏まえた事業提案を予定しております。した

がしまして、現段階では議論の中途ではありますが、実践重視、やれることからやっていくとの積極的な運営姿勢の下、プロジェクトチームの議論を踏まえ、定住ガイドブックの作成やSNSによる情報発信の強化など一部はすでに取り組んでおります。また、それ以上に大きな成果といたしましては、今回の取組を通して職員一人一人が本町の抱える課題を真剣に考え、解決に向けて積極的に取り組もうという意識改革が進んできていることと考えます。今後も副町長と若手職員を中心に熱心な議論がなされることを期待するとともに、私もその声に真摯に耳を傾けてまいります。

次に、公共交通体系の確立についてであります。現段階で町内公共交通体系の課題として捉えているものは大きく5点あります。1点目としては、各地区の中心地と只見駅、会津田島駅をつなぐ定時定路線網の確立。2点目としては、福祉的観点による運行。3点目としては、複雑な料金体系等の見直し。4点目としては、町内の土日祝日運行。5点目としては、観光客の目線に立った交通網の確立であります。現在、公共交通体系の更なる利便性の向上のため、町民の皆様の利用実態やご意見を把握し、今後の運行に反映すべく、町民1,000名を対象にアンケートを実施しております。今後はアンケート結果や各運行事業の乗り込み調査、運行事業者の聞き取り調査等も踏まえ、新たな公共交通体系見直し案を策定し、町民の代表、運送事業者や国・県の関係機関などで構成する只見町地域公共交通会議で協議したうえで、来年度当初からの運行を目標に公共交通体系を取り巻く課題解決に向けて実現可能なものから取り組んでまいります。

続きまして、只見町人口ビジョンにおける現状と課題についてであります。昨年、議員からの提案を受け内部検討した結果、従来行ってきた町振興計画の体系に基づく実施計画書に加え、本年度分より新たに町総合戦略の体系に基づく実施計画書を作成し、課題解決に向けて進行管理と事業評価を行うこととしたところであります。人口減少は耕作放棄地や空き家の増加、担い手の減少など本町を取り巻く様々な問題の根底にあるものであり、私が町長として取り組む最大の課題であると認識をしております。よって、上記のような事務改善をしたことに加え、本年4月からはプロジェクトチームを立ち上げ、副町長と若手職員を中心に課題解決に向けた議論が重ねられていることから、引き続き、庁内一丸となって人口減少対策に全力で取り組んでまいりたいと覚悟でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君）　まず、順番どおりにいきたいと思います。

町例規集の取り扱いについて、今あの、答弁された内容であります。私はこういうその、善後策を聞いたということではなくて、まさにご覧のとおり、執行機関の長として、例規集について、どう考えていらっしゃるかということ聞いたんであって、今のお答えは、是正作業を指示しまして、今実施中でありましてという善後策でありますので、執行機関の長として町長はこの例規集について、どのような考え方をお持ちか。それをお伺いしたわけですので、この件については答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

○町長（菅家三雄君）　町例規集につきましては、行政執行のうえで最も大切なものと私は認識しております。それで私が就任してからそういったところを確認をさせていただいた中、それからご指摘をいただきながら、どこの分といいますか、条例については一定の形で残っておりますが、規則、要綱、要領について、若干問題があるなということと、その作業を進めながら、ただあの、例規集に反映させるまでには一定の期間が必要になります。作成して、印刷をして、加除という、その期間をできるだけ短くする。ということも踏まえながら内部で検討をしていただいて、その対策をとっていただいているところであります。

○議長（齋藤邦夫君）　1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君）　申し上げましたとおり、私も当局側におりまして、今は議決機関側におりますので、勿論この例規集だとか、規則だとか、まあ、訓令、通達、（聴き取り不能）。あるいはそういったものによって、縛られてしまうのは本意ではありませんが、これはものさしであります。いわば、法令や例規集は執行機関、議決機関において、その最高規範であります。混乱が生じれば、これによるほかないんです。まあ、例えば、事務決済規程を定めた規程。これが例規集に掲載されておるものは古いままであります。組織機構改革が4月1日にされました。その当時以前の職名、職階、そのまま残っております。でありますから、行政組織機構、財務規則等々と合致しません。そのまま事務事業を決裁していたことになりませんが、現在まで。例規集に存在しない職、職階が決裁した支出・収入あるいは事業との意思決定は有効か、無効か、お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

○町長（菅家三雄君）　先ほど、例規集につきましては先ほど申し上げましたが、条例につきましては、この議会の議決の日。それから規則、要綱については条例に基づきまして、それ

を補足した形で内部決済で進めておりますが、そういった中での、議決後、ある一定期間が経たないと例規集には載らないということをご理解をいただきたいと思います。それで、ただあの、条例以外の要綱、要領、規定等について、全てを載せないままにしているという経過がありますので、そのすべてに例規集にどこまで載せるのか。それと、条例のみ、例規集に上げて、別綴りで規則、要綱等をやるかという、その辺の複雑な、事務手続き等についても現在検討させております。ですから、今、インターネット等で見ていただいている例規集のところでも、酒井議員がおっしゃるとおり、要綱とか、細かいところで不備がありますので、そこは今、直せるところが直しておりますが、できるだけ早いうちに是正しながら、その公開の仕方といいますか、それから例規集に載せるやり方についても十分あの、検討しながら、議員の皆様方にも説明しながら、対応について取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長には、多少その、無礼な、というか質問でありました。ただし、これ、事務方にとっては重要な話なんであります。条例は議決が必要です。しかし、条例以外のものについて議決の必要がありませんから、議決後3日の送付ということはないんであります。ただ、告示は少し違うようではありますが、もっぱら、そういうふうな規程になっております。

それで、法制局担当課長にお伺いいたしますが、先ほど町長のお伺いしたこと、同じことを聞きます。事務決済規程は条例ではありません。決済規程でありますから、規ほどと書いてきていと読みます。規定めると書くのもきていでありました。事務決済規程はきほどと書いて規程であります。これは議決対象ではありません。課の設置規程等々は条例であります。条例をつくる際に、当然、当局がおつくりになるべき規程。これは変更されずにこれまできたということについて、これまでの事務決済規程上の決済、権限が有効であるか・ないか。これをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のお質しであります。事務決済規程等々、改定・改正をしないということではございませんので、その点はまずご理解をいただきたいと思っております。内容としましては、決済等々受けまして、そういった一連の事務手続きは済んでおります。その内容が、大変申し訳ありませんが、この例規集に紙として加除にならなかったという状

態でありまして、その点については深くお詫びを申し上げますが、1点だけ、こういった条例、すみません、規則でなくて、規程要綱等々についての事務手続きは済んでいるということとはご理解をいただきたいと思います。それがあの、この例規集に残念ながら、まだ反映してなかったという状態でありましてご理解をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 条例は告示をされます。しかし、訓令、通達といえども公共性の強いもの。つまり予算執行をして決算が行われるという流れの中にある訓令、通達については、これは公表する、されるべきものであると、こう、法令には書いてあります。いくなれば、組織機構改革がされても、肝心の予算の執行権者あるいは決算の決裁権者。それが誰かわからない状態で、我々議会は審議を続けるわけにいきません。つまり、そういう意味で、事務決済規程は、当局は事務が済んだから良いというものではなくて、告示されるべきもの。少なくとも議会には報告されるべきもの。そして、既にインターネットや例規集に掲載されているのでありますから、同等の手段で掲載されなければ町政が混乱します。そうは思われませんか。実際、私は古い規程を見て大変混乱しておりました。これについては、何も責任を問うわけではありません。かつて私らもそんな目にありましたので、少し不見識だなということをおっしゃっています。で、単純な疑問であります。無い職名の方の決済。これが有効かどうかをお伺いしております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のお質しであります。一連の、例規集に載る前段までの手続きはさせていただいていたということでありまして、それがあの、こういった例規集に反映していないということでもあります。まあ、今まで経過してきた部分もありますので、この点については正式に法令照会等々したわけではございませんけれども、私の時点では有効だというふうに認識をさせていただくしかない状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、これについては、これ以上詰めても仕方ありませんが、早急にされるべきことをして、やるべきだと思います。ちなみに、前回の組織機構改正の時は、全て規範規程については直してから課の設置条例をつくったと記憶しております。よろしくお願ひします。

引き続きですが、そもそも例規集というのは何を載せて、何を載せないかということは町

長の、その、今検討中であるということでもあります。それも聞こうと思ったんですが、町長の答弁がありましたから、何を載せて、何を載せないんだということについては、是非これは、ひとつ線引きをしながら、整理をしていただきたい。

具体的に申し上げるものがもう一つあるんですが、まだありますよ。ただ、非常に混乱したというのが、最近の例では、例えばあの、例規集の、そうです、用意していただく、そちら側の資料としては例規集と振興計画と地方自治法の16条。あとは只見町克雪対策事業補助金要綱。これをまあ、用意していただきたいなど。それを先に申し上げるべきでした。持っている方は確認してありますので心配されることはありません。それです。例規集の8430ページというところに、8430ページ、8項目ばかりありますが、その1ページ目ですが、克雪対策資金流通制度についてと。まあ、これが要綱があります。この要綱は、今現在、機能されているんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 時間を取らせてしまいまして申し訳ございません。ただ今のご質問、克雪対策融資資金制度要綱についてでございますが、これにつきましては平成24年において廃止をされております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは、趣旨を見ますと、融雪設備をする際に、さる金融機関から融資を受けた際、町民の方々が便宜を受ける。ざっと、そういうことであります。ですから、これは町民の方が直接、利益・不利益を受けるということが書いてあります。あるいは便宜・不便宜を受けるということでもあります。廃止されたと言われましたが、これは何によって廃止されましたか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これはあの、現在、制度ございます。只見町克雪対策事業補助金交付要綱の要綱制定におきまして、これまでの克雪対策の資金融資の制度の要綱を廃止するに合わせて、替えて、この克雪対策事業補助金の交付要綱を定めたものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさにそのことなんですが、今言った、克雪対策資金流通制度は廃止されたわけでありまして。何によって廃止されたかという、今おっしゃったとおりであります。現状では廃止した要綱。つまり克雪対策事業補助金の附則に書いてあります。廃止す

ると。しかし、この要綱そのものは例規集にはありませんし、一般に公表されておられません。したがって、今、利益を供与させますよというものが生きておって、それがだめになったということが標榜されてないわけです。このような矛盾があるわけです。何故こういうことになるのか。言ってる意味わかりますか。我々町民としては、例規集を見て、補助事業に応募したり、予算を取ったり、組んだり、大変なお金を使ったりするわけです。現有制度の中で、こういった制度があると書いておきながら、ロッカーにしまって、一切、秘匿してしまっておく。秘匿といえば申し訳ありませんが、実態は秘匿です。見えない形でしまっておく中で廃止されておったと。こういう言い訳が通用すると思いますか。何故こんなことが起こるんですか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） こういった例規集への、こういった中での例規集の中の要綱等々への整備が疎かになったという原因であります。ちょっと前の時点になりますけれども、今、議員お質しの克雪の要綱の廃止の年月にも遡ります。23年に大水害等々があったのはご記憶に新しいところだと思いますが、その時点で様々、対策のための要綱あるいは条例規則等の改正がございました。そういった中で、なかなか、事務手続きが間に合わないということで溜まってしまって、そういったものが加除あるいは改廃、例規集への手続きが未済だったということで直近まで至っておったということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それ、事務手続きの問題ですが、そういった事実を放置して、何年も経っておるわけでありまして。申し上げましたように公共性の強い行政規則は、公表されるのが、これは通例でございます。だから、これによって、我々、いわゆる執行機関を除く町民は、いわば不利益を被っている状態でありまして。これが何故起こったかについては、今答弁があったように、要は、災害等あったから間に合わなかったとおっしゃるように聞こえますが、つまり、法例規範に対する認識が欠けている、だったのではないかと、こう思うんですが、その点は町長は、いわば法令について、例規については規範だと言っておるわけですから、この点は、別にだからどうのこうのというわけではありませんから、素直に認めていただければ、それで結構でございます。どうですか。担当課長ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議員おっしゃるとおり、たしかにそういったお考えもあると思

ます。まあ、様々な事情があったにせよ、こういった状況で例規集に反映していないということでもありますので、不行き届きでありますし、おおいに我々も反省をしなければいけないということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、執行機関側ばかりに言わずに、我々も常々、反省の気分を持って見ていきたいと思えます。

ところで、少しあの、非常に事務的で申し訳ない。訓令とは何をもって、どういう意味なんですかね。

それでは申し上げます。訓令というのは、今、克雪対策融資資金流通制度の中でも出てきますし、その後の克雪対策補助金の中でも出てくるんであります。

で、訓令の意味をどのようにご理解されておるか。お伺いしたいということです。

○議長（齋藤邦夫君） 5分間、暫時、休議します。

休憩 午後2時32分

再開 午後3時39分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今の訓令についての解釈を、執行当局の解釈をお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） お時間をとらせていただいてすみませんでした。

一般的にあの、訓令といいますと、上級官庁等々から下級官庁への事務の方針、法令の解釈について命令を下すこと、ということになっておりますが、お質しの部分は交付をする際に、記載の一番最後の部分だと思えます。これにつきましては現時点では町で交付をする際には要綱、規程、要領等に関わらず、全て、訓令という表現で統一をさせていただいているということでもありますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） さっき話したとおり、理解しないわけにはいきませんが、ただ、行政規

則。これはまあ、告示、通達、訓令、要綱と書いてありますが、同時に、行政規則。今言ったこの四つは、行政組織内のルールや行政組織内部の事務処理の手続きに関するルールを定めたものであって、いわゆる納税者、住民の権利・義務あるいは利益・不利益を左右するものではない。こうも書いてあります。まあ、いろいろ申し上げましたが、さらにあの、克雪対策補助金については、これはあの、具体的な例を挙げて大変申し訳ないんですが、要綱には、申請は11月まで受け付けますよと書いておく、条例、条例でなくて規程はそうなります。しかし、予算がなくなったらやめますよと、こうは書いてありません。原則、11月まで、受け付けるものは11月までに出てきたものを予算を付けて執行するという事なんだろうから、この辺についても説明される際には、まあ、要綱というのはその、町長が決められるものでありますから、木で鼻かんだように、はあ錢ねえもんと言え、それはそれでいいかと思いますが、やっぱり町民に対する契約でありますから、しっかり、文字で記載されたとおりにやっていただきたい。その点あの、今回の補正予算には、この予算300万ばかり出ておりましたので、内容は知りませんが、補正されて良かったなど、こう思います。

まあ、それはそれとして、申し上げたいという部分については、今申し上げたように、行政規則。さらには条例、規則。何を、どの程度、条例にあげるのか。そういった規範をやはりつくっておくべきだと思います。そして、行政規則。内容は、告示、通達、訓令、要綱などというものは、やはり内部規程ということで重視されたほうがよろしいのかなと、そう思います。

それで、町長にまたお伺いしますが、これは町長にお伺いしますが、例規集を精査して、いわゆる今私が申し上げた行政規則に類するものは内部資料で良いと思いますが、住民の権利・義務あるいはその動静を制御するような、そういったものを要綱で定めるというのは、これはいかがなものかと思いますが、それも含めて、今後、近い将来、例規集を改める、改めるというか、精査して一定の基準を設けて、編纂をし直されたらいかがかという長期的な展望に立った話であります、町長、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 酒井議員がご指摘のとおり、現在の例規集については、ちょっとあの、ネットの上でもあがっているうえでは、課題はあるというふうに思っております。そして内部の整理と併せてネットに上げる段階では、この例規集は、何月何日議会までのものですか、それ以降については町のほうに御照会くださいとかっていうような、わかりやすい表示

も必要なのかなというふうに考えております。それで、やはりあの、行政執行上の基本となるものですから、言われましたように、どのような形でその例規集なり、それを管理していったらいいかと、それから公表する形のやり方についても、十分内部検討しながら、場合によっては他の行政機関等のを参考にもしながら対応していきたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それでは以後の質問に移ります。

プロジェクトチームの活動状況と実績について。まあ、頑張っておられる。順調であるようで良かったと思っております。一つお伺いします。以前いただいたこの資料を見て気が付いたんですが、人口減少、八十里越え。この中に含んでおります。人口減少と八十里越えについては、今、何が熱心な議論になっておるのか。現時点で何が熱心な議論になっておるのか。それぞれ案件があるとすれば、あるでしょうけれども、それぞれ一つずつ挙げてみていただいたいと質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 副町長。

○副町長（橋本晃一君） お答えいたします。

人口減少、八十里越え、交流人口ということで、非常に幅広い分野の議論をしているところではありますが、大きくその暮らし、町民の皆様の暮らしに関わる部分。もしくはその観光交流。外から人を呼び込むような部分。大きくはその二つに分けて考えられるわけですが、その一つ目の暮らしに関わる部分ということで申し上げますと、やはりその、今、先日らい、質問等でも出ていますような住宅のお話であったり、もしくはその、除雪、雪の関係ですかね、特に高齢、単身の方の非常に、雪に苦勞されている皆様が増えていると、その辺の議論。それに向けてどのような改善をしていくのがいいのかというような意見が多く出ていたかと思っております。

2点目のその観光交流。外から人を呼び込むという視点につきましては、例えばその道の駅のような、観光交流のへそのものこの、施設の整備というものを考えてはどうかとか、もしくは、これまた、若干、昨日もちょっと出ましたが、その雇用ですかね。住宅とセットで雇用、多様な雇用の場の創出というような話が多々出ておりました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、一生懸命頑張ってください。

3番の公共交通体系の確立についてお伺いしますが、これ、只見駅と田島駅を繋ぐ定期路線の開通をされたわけですが、これについて、開通しますよとか、開通にあたってはこういうイベントをしますよとか、何らかのその、開通に向けて利用促進。この路線の重要性を訴える機会が開通前にあったでしょうか。あるいは、開通に合わせた何かイベントがありましたでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 今のご質問は県での実施した、実施をしてあるというものだと思います。そのことをございますけれども、その県で今回繋いだ只見駅・会津田島駅を繋ぐ路線1往復の内容でございます。同様に会津田島駅と会津川口駅を繋ぐもの。また、会津若松駅、もう一つまた違うところもありますけれども、そういった中で、会津川口駅でその、なんていうんですか、スタートでのイベントというようなことで関連首長が、首長と実行した会津バス等が集まってセレモニーをやったというようなことをございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 聞いておるのは、只見町の住民が、その日、8月の11日からこういった交通の便宜を福島県の力によってできると。6,000万もかかったそうですけれども、そういったことを只見町の町民向けの広報、お知らせ、あるいはイベント等あったかということ聞いております。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） まずあの、広報の関係のお質しでございます。8月11日に、その会津田島駅と只見駅を繋ぐものがスタートしたということでもありますけれども、事前に会津バスと関係町村の中で協議と申しますか、チラシの関係、そのPRの関係のチラシの協議をしております、その中で発着、8月11日以前に、土曜日なんですけれども、それまでに各市町村にその会津バスが作ったチラシ、県補助の内容のチラシもそうなんですけれども、それをお配りするということで協議を進めていたところだったんですけれども、現実的にはちょっとあの、途中で誤りがあったということで、実際、8月11日にはしっかりした広報はできなかつた。翌週までには間に合うようにということでお願いをしていたところなんですけれども、それにも間に合いそうにないということで、急きょ、町においてその広報をさせていただいたというところでもあります。さらに、その開通、只見駅に来た時のセレモニ

一をやったか、やらないかというお話がございました。大変、そのあたりに目が届きませんで、そういうセレモニーは現実的に実施をしておりませんでした。現実問題、現在、観光ツアーバスといいますか、それで、会津田島・会津只見駅を繋ぐ往復便が3本通っているというようなこともありまして、そういうようなところでまで気を配れなかったということで大変反省をしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 質問が盛りだくさんなので、こういった、住民が非常に興味をもって、しかも受益の割合が高いものについては、住民の目線に立ったPR。これは町の責任だと思っておりますので、今後とも疎かにしないようにお願いします。

続きまして、公共交通として、今後起こり得る事態も考慮し、ということで、人口ビジョンにおいては3,000人ということになる。先の一般質問でも人口減少と高齢化の予測については取り上げましたが、ごく近い将来、機能不全になる集落や一般家庭。これが増加し、これが行政課題になるのではないかと、こう思います。ということでもありますので、これが今なによりも優先して企画政策を行って事業化をしていかなければならない課題ではないかと、こう思うわけでありまして。これについて、誰しも疑う余地はありませんと思いますから、そのように考えています。

続けて申し上げますが、いわゆる行政というのは民生と公共と経済と、三つの分野で、この独立性からなると言われております。公共交通ですから、これはあの、我々、民間の交通網がない事態においては、この公共交通は公共的に民生を兼ねておるんです。公共交通といえば、ズバリ、公共ですが、この公共と民生は、今言った意味から共存できるのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。まあ、公共交通を単に移動手段としてのみでなく、民生と公共を合体させたものと考えられないかということでもあります。についてはあの、町長の1回目の回答にありましたように、福祉的な観点による運行と、こう書いてあるわけでありまして。まあ、そこでまた思い出すわけでありまして、先の質問で、地域住民の交通手段以外に、地域住民の安否確認、健康管理、情報交換の手段として明和自治振興会がやっておられる買い物バスのような性格を持たせてはどうかと。同じことをやれと言っているわけはありませんが、単なる移動手段のほかに福祉的な観点による運行と、こうされていますので、この辺是非参考にして、289号線も開通するわけでありましてし、防犯という意味もありますから、地域住民の安全安心、健康管理、情報交換の手段として、そのような側面を持

った、いわゆる公共交通を構築されてはいかがですかという問い合わせですが、お答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、二次交通関係につきましては、先ほど答弁もさせていただきました。各住民の中のアンケート調査等をしながら、そういった住民の意向調査を踏まえて、どういう形が良いかということを検討しようという、仕様段階を、集める段階のところなものですから、そういったご意見等も踏まえながら考えていくということは視野にはありますが、まだ、どのような形でいくかということについては、まだ決まっておられませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これはあの、先だつての一般質問で、こういうものを引き合いに出して説明しました。算数的に間違いなくくる世界ですから、これを手を拱いて待つておるわけにはいきませんので、なんとか、ひとつ、そう考えていただきたいと切にお願いするものがあります。まあ、この場合、お金がかかる。即ち、財源は付かない。または、そういうこと。またはお金があることが幸せではなくて、お金というものは使って、そしてその対価として納税者の安全や安心、幸せを手に入れることが行政の使命だと私は思いますので、お金を抱えて良かったということでないように、なんとかひとつ、この点も併せてお願いします。

最後ですが、明和自治振興会、ご存じですよ。が発行しているひかりという機関誌をいつも送っていただいて、郵便料も大変だと思いますが、拝読させていただいています。この中で、稲妻というコーナーがありまして、ここに書かれている方、私、名前は存じ上げませんが、毎回、違っているようではあります、違っているということは多種多様な方々が、考え方、想いを持っておられるということです。一人の方が書いておられません。住民自治という自治のあり方について、この稲妻によって理念についていつも考えさせられております。町長、この機関誌はご存知ですか。あるいは読まれたことはありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 毎回あの、私のところにも送っていただいておりますので拝見はさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 地方自治法の中で解釈をしますと、自治。これはあの、手段として行

政使えますけれども、団体自治と住民自治の双方があるということでもあります。そして、行政というものは、同じことを毎年継続して行われると、毎年というか、継続性が大切だと、こう言われるわけでありまして。かつての小沼昇町長さんは、縮小していく自治体、人口、財政。今後、これまでのように団体自治主導では運営が難しくなると、こういう議論が町村合併当時の、合併しないためにどうしたらいいかという町長の、小沼町長の考え方でございました。じゃあ、どうすればいいかと。住民自治の力を借りなければならないと言われて、相当、努力されたことを思っております。この縮小していく自治体が、今後その住民自治の力を借りていかなければならないということについて、今の町長は、住民自治というものをどう捉えておられるか。借りなければならないようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私はあの、住民自治も大切だとは思いますが、やはり団体自治が、行政の基本を成すものというふうには思っておりますので、そこに住民自治のあり方、どのようにして、行政を進めていくうえでは、非常に大切だとは思いますが、どちらが優先とかということではなくて、課題ごとに、やはり協働した形で進んでいければ一番良いとは思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 時間がなくなったのでくどい話はしませんが、実は地方自治法の中で、地方自治の本旨なんて言葉出てないんです。憲法に書いてありますが、地方自治の本旨と言われる地方自治の根本理念は、団体自治と住民自治が車の両輪のようになって自治を行う。それが地方自治の根拠であると、こう書いてあります。それと同時に、団体自治は住民自治の上でも下でもなくて、住民自治は団体自治の上でも下でもない。しかしながら、決められた範囲の中で自分達を自治していくんだと。自分達が自治していくんだということでありましてから、基本的には集落にもありますし、NPOですとか、広く言えば婦人会ですとか、老人会とか、それぞれみんな自治をする力持っておられます。そういった方々の力を活かすことが必要ではないかと、こう聞いております。それと同時に、今、大変大きなその、自らを治めて住民自治を進めておられるのが買い物支援バスであります。これはあの、まったくもって団体自治ではありませんので、こうした、明和自治振興会という特定の名前を挙げますと、これはなかなか、いろんな意味であります。しかしながら、やってらっしゃることは住民自治の非常に真骨頂たるものをおられると、私は機関誌ひかりから、通じてみて

おります。今申し上げましたように、団体自治というのは議会も含めた行政機関のことでもありますので、これらが力を発揮するのは金もありますし、権限もあります。しかし、住民自治が活動していくには力も権限もないです。みんなが、よし、それでいこうと、民主的に決められたことを行って自治をするものでありまして、例えば集落・区なんかは代表的な例かと思いますが、区では規約もありますし、それぞれ戒律の中で、戒律と言えば大げさですが、ルールの中で自治をされております。区の力を借りろということではありませんが、要するに、団体自治、町長さん以下、我々も含めてですが、住民自治の力。つまり行政の力。役場の力。もっとわかりやすく言いますと役場ではなくて、地域住民の方々のグループだったり、そのエリアに住んでおられる方々だったり、そういった方々の力をお借りして、今後進めていく考えはございませんでしょうか。念を押して申し上げますが、各区、区長さん方がおられる区は、行政の下請け機関でも何でもありませんので、独自の機関でありますから、そういった意味で、住民自治の力を借りていくおつもりはありませんかとお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 住民自治の力は必要だと思います。ただ、強制はできないというのが考え方で、その住民自治のそれぞれのあり方といいますか、活動の中で、私達の団体自治のほうとしては補助金とか、そういった活動に対して、その助成するという。それとまちづくりやなんか、総体的なことについては共に進んでいただくという協力もお願いする分もあります。そういったふうにあの、住民自治は大切にはしながら、その強制はできないところもありますので、その地域地域に独自性があるって当然だと思いますので、そこを拘束するようなことはできないというふうには思っております。ただあの、執行にあたっては、やはり公明正大という一つの行政執行上の課題もありますので、そこはケースバイケースで対応していかざるを得ないと思いますし、そのあり方については尊重はしていくことは、住民自治に対しての設定の仕方、特にあの、少子高齢化が進んで住民自治の進め方が過去のような形で進んでいかなくなっているところについての援助の仕方といいますか、そういった点については、将来とも、どの地域についても考えていかなきゃならないというふうなことはございますが、一緒にやっていくという考え方には変わりありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 質問しっぱなしになるかもしれませんが、大切だと、住民自治が大切

ということはわかりました。この住民自治の力は強制されるものではないとおっしゃられれば、自らその、これらの方々が積極的に自治に進めていかれると、そういった力を引き出す方法についてはどのようなことがあると考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） その住民自治につきましては、形態、只見町の場合、27集落というのがひとつの基本にはなると思います。それぞれ、その地域に応じて、課題、それから取り組み等についても違ってきます。そういったものを一つの形で持っていくというわけには、行政としてはいきませんので、その地域での活動なりを大切にしながら、町はどのような支援策ができるか。それから協働でやっていける分があるか。そういったものを視野にして取り組んでいく必要があるというふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

○1番（酒井右一君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 質問時間が60分になりましたので、これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

暫時、休議をいたします。

会議は25分から開会いたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時26分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第57号 只見町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） それでは、只見町税条例等の一部を改正する条例の概要を説明させていただきます。

まずあの、議案第57号 只見町税条例等の一部を改正する条例であります。

資料をご覧いただきたいと思います。この改正につきましては、地方税法等の改正によりまして、町税条例の改正が必要になったことから改正をお願いするものでありまして、この表は改正内容を簡単にまとめさせていただいた資料であります。大きな改正点は3点。1点目が、個人所得の所得税の見直し。2点目が、固定資産税の特例の追加。3点目が、地方たばこ税の見直し。以上、3点の改正、簡単に説明させていただきます。

まず1点目、個人所得税の見直しであります。これにつきましては地方税法等の改正によりまして改正でありまして、平成33年1月1日施行の内容であります。1点目、障がい者等について、非課税基準額について、合計所得額125万円を負担増にならないよう135万円に改正するものであります。2点目としまして、給与所得控除額等が10万円引き下げられておりますので、それによりまして基礎控除額を逆に引き上げるものであります。3点目としまして、所得控除並びに調整控除について、従前の控除額につきましては、所得の多少にかかわらず適用されておりましたが、所得金額2,400万円から段階的に縮小されまして、所得金額2,500万円を超えた納税義務者には適用しないといった内容であります。これにつきましては、条例の23条から36条の2、あと附則の部分になります。

大きな2点目、固定資産税の特例の追加であります。これにつきましては生産性向上特別措置法に伴います改正でありまして、条例の公布の日から施行ということになっております。生産性向上特別措置法に基づきまして町が導入促進基本計画を策定し、その計画に基づき行われました中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税の特例割合をゼロと定めるものであります。これにつきましては、このゼロの特例をした町内に所在する事業所につきましては、補助金の優先採択、補助率の引き上げなど、優遇措置があることから当該規程を

整備するものであります。これにつきましては附則の10条の2の部分に記載されております。

三つ目としまして、地方たばこ税の見直しということで、地方税法、こちらも地方税法の改正に伴う改正であります。たばこ税の税率を今年の10月1日から、今後、3段階、元号を使用しておりますが、平成30年、32年、33年の3回にわたりまして引上げ、加熱式たばこは課税方式の見直しが行われまして、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するといった内容のものであります。3級品たばこにつきましては、当分の間の措置として、一般の紙巻たばこよりも低い税率が適用されておりましたが、平成27年度の法改正におきまして特例税率が廃止され、段階的に税率を引き上げるようになっております。引き上げ時期を紙巻たばこの税率変更時期に合わせまして、平成31年9月30日前倒しし改めるものということであります。一番下の表であります、たばこ税につきましては、税の中身的には1,000本あたり何千何円というような表記になっておりますので、たばこ1箱あたり、20本なんです、わかりやすく示させていただきました表であります。紙巻たばこ、一般的に代表的な紙巻たばこ1箱440円のたばこであります、現在のたばこ税につきましては1箱あたり244.88円と、たばこ税の割合につきましては55.7と、パーセントということであります。それである、この紙巻たばこ1本あたりが12.244円、税金がかかっておまして、国、国税。あと県税、町税の割合が、ちょっと字、ちっちゃくて申し訳ないんですが、こういった中身になっておるということであります。今回の改正によりまして、今年の10月1日からの引き上げ額は紙巻たばこにつきましてはおよそ20円増と、税額等につきましては1箱あたり264.88円。で、紙巻たばこ、あと平成32年の10月にも値上がりされまして、この時も1箱20円の値上がり。で、284.88円と。31年10月も値上がりがありまして、その時も20円ということでありまして、最終的なたばこ税の税額、これあの、国・県・町含めてであります、304.88円ということで改正されるものであります。加熱式たばこと言われているたばこにつきましては、代表的な四つのメーカーの記載してあります。アイコスにつきましては460円、現在あの、たばこ、しまして、その税額につきましては41.8円。それを段階的に、34年10月には270円程度に値上がりになると。大体、値上げ率は80円程度の増というように予想されております。あとグロー、プルームテックにつきましても見ていただいとおりであります。下に、価格当たりの税負担率とありますが、たばこ税のほか、これ、消費税も含まれており

ますので、税負担の割合としては今現在、紙巻たばこ1箱あたり63.1パーセントの税金がかかっているということでもあります。

その次のページからは新旧対照表をお付けいたしましたので、後程ご覧いただきたいと思っています。

説明、簡単であります、以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 固定資産税の特例の追加の関係をちょっとお尋ねしますが、これはあの、町でこの計画は作られましたんでしたっけ。で、該当する企業の関係、申請。ちょっと記憶にありますけども、その状況、ちょっとお知らせいただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） こちらに出てきております導入促進基本計画のお質しだと思っています。町におきましても計画を策定し、国のほうへ提出をさせていただいております。で、7月の17付だったと記憶しておりますが、認定になってございます。で、対象する、軽減の対象する企業、現在のところ、只見町で2者ございまして、今回、この導入基本計画、生産性向上特別措置法に基づく補助金の申請を7月中に国のほうに提出をされて、今、審査を待っている状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） そうしますと、まだ決定は出ないということですか。

わかりました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） わかりきったような変な話を聞いて申し訳ないですが、これ、たばこ1箱あたりの改正内容で、たばこ税というものを、これ、今よく説明受けましたが、これにさらに消費税がかかるという話で、二重課税ということに我々思う、私は思うわけですが、私たばこ吸いませんので、この二重課税という点については、これ、どういうふうにかえたらいいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） たばこの税率に税金がかかっているわけではご

ございません。商品に税金が、消費税がかかっているということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 今、説明資料のほうで、1番の個人所得課税の見直しの2のところ、給与所得控除額が10万円引き下げられる。で、基礎控除を引き上げると。で、これは、議案57号の、この条例のどこの条文に該当します。その辺が、よく、ちょっとわかんないんです。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 個人所得税の見直しの10万円引き下げられたことによる基礎控除を引き上げられる10万円はどこの部分かというお尋ねでよろしいですか。

これにつきましては、基礎控除、給与所得控除額10万円引き下げられたというのは、所得税法、上部の法令でありますので、それにつきましては、あと10万円追加するというような内容の文言の箇所であります。箇所につきましては、第1条の次に、10万円を加算した額と、もう一箇所あったような気がしたんですが、すみません、ページ数、ちょっと振ってなくて申し訳ないんですが、94条の10項であります。下から2段目に、附則第5条1項中得た金額の次に10万円を加算した額という2箇所がございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうすると、確認ですが、今の質問のところの、そうすると、これは、第1条の、5行目の10万円を加算した金額と、ここで見ればいいわけですね。それで、この控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めると。ここを改めた根拠というのは何なんでしょう。それで、今のその、給与所得控除10万円引き下げて、基礎控除を引き上げると。プラスマイナス同じように見えるんですが、これ、これは国の所得税法の改正になると思うんですが、この給与所得控除、税額は、所得税は変わらないと思うんですが、この給与所得控除が引き下げられれば、社会保険料、これらが、ここの、例えば只見町で言えば国保税。まともにここのところ、引っかかってくると思うんですよね。住民にとっては。町民にとっては。例えば、給与所得控除額が200万の人が、そこに対して国保税かかるわけで、そうす

ると、この金額が、逆か、すみません、ちょっと、逆ですね。そこら辺の、ちょっと影響が、ちょっと心配されたものですから、質問しました。で、最初のその、配偶者控除と同一生計配偶者ということ、ここを変えるのはどういう意味があるのか。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君） 控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるといった意味合いではありますが、これにつきましては、以前は納税義務者の所得に関係なく、配偶者の所得が38万以下であれば配偶者控除が受けられておりました。納税義務者の所得が1,000万円を超える場合には適用されないといったことにより、配偶者の定義が定められたといったことで、同一生計配偶者という定義につきましては、合計所得が38万円以下の配偶者。このうち前年の合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことを同一生計配偶者と規定されております。またですね、源泉控除対象配偶者というものもありまして、これにつきましては、配偶者特別控除の適用対象額が、これ拡大されましたので、合計所得が85万円以下の配偶者のうち前年合計所得が900万円以下の納税義務者の配偶者のことをいうと、というような文言の整理であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 10番、よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第57号 只見町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第58号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、議案説明。続いて、各課長が説明をいただくようお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第58号 平成30年度只見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

平成30年度只見町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるということで、第1条といたしまして歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,837万8,000円を追加いたしまして、それぞれの総額を63億1,682万3,000円とする内容であります。

第2条が地方債の補正でありまして、第2表 地方債補正によるということであります。

一枚おめくりをいただきますと、第1表 歳入歳出予算補正ということになっておりまして、1ページは歳入。2ページ、3ページが歳出の補正となっております。これにつきましては後ほど、事項別明細でご説明を申し上げます。

続きまして、4ページご覧をいただきたいと思います。第2表になります。地方債補正であります。今回は臨時財政対策債。限度額1,450万円を今般、すみません、1億5,400万円を1億4,190万円ということで310万円ほどの減と、このお願いをするものでございます。これにつきましては交付税確定によりまして、臨時財政対策債発行可能額も決定をいたしましたので、それに基づきます減額の補正でございます。

事項別明細書であります。5ページ、6ページが総括表になってございます。

7ページから歳入の明細書になっておりますので、ここからご説明を申し上げます。

まず款の1、町税であります。項は1、町民税でありますけれども、30年度の課税確定によりまして596万1,000円を増額をさせていただきたい内容でございます。

続きまして、款の8、地方特例交付金であります。これにつきましては減収補てん特例交

付金でありますけれども、交付額の確定によるものであります。住宅ローン減税の分の額が確定したということで40万円の増ということであります。

款の9、地方交付税であります。目は1、地方交付税。そして、普通交付税でありますけれども、普通交付税の額。これも確定によるものであります。22億9,655万円ということで確定をいたしまして、当初予算化の額との差額2億7,855万円を今般、増額補正をお願いするという内容であります。

その下、国庫支出金であります。総務管理費の補助金でありますけれども、社会保障・税番号制度システム整備費補助金。これもマイナンバーカードの旧姓表記の部分の改修に伴う補助金であります。

続きまして、8ページであります。県支出金でありますけれども、衛生費の県補助金といたしまして先駆的健康づくり実施支援事業補助金。これにつきましては県補助金、概ね100パーセントの補助であります。歳出で事業内容等、ご説明を申し上げます。その下、農林水産業費の県補助金。中山間地域所得向上支援対策補助金であります。これも農業振興費で詳細、ご説明を申し上げますが、梁取地区圃場整備に係るソフト事業のための補助金でございます。

その下、款の20、町債であります。先ほど町債の補正でご説明を申し上げましたが、今般、臨時財政対策債、発行可能額が確定ということでありまして310万円の減をお願いするという内容でございます。

9ページからが歳出になります。

まず款の2、総務管理費であります。一般管理費といたしまして工事請負費。町下庁舎の外構の整備の工事費4,060万円をお願いをしております。内容につきましては、過半、設計費の補正をお願いをしたときの内容とほぼ同様でありまして、現在、設計の詳細、詰めの段階であります。降雪前に舗装整備完了したいということで今般お願いさせていただくものであります。その下、会計管理費であります。備品購入費として4万8,000円。これは駅前庁舎の会計室。非常に入り口に近くて寒いということがございます。足元の暖房のための備品、購入をさせていただきたいお願いであります。

○地域創生課長（星 一君） 6企画費でございます。19負担金補助及び交付金。住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金24万円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、住宅用太陽光発電システムを新規に設置する場合に助成する制度でございますが、

今般、町外業者施工申請が2件、町内業者施工申請が2件ございまして、当初64万円ほど予定をしておりました事業費補助金が不足する見込みということで今回補正をさせていただくものです。

○総務課長（新國元久君）　続きまして、情報システム管理費であります。委託料36万8,000円の増額をお願いしておりますが、これ、先ほど国庫支出金で申し上げましたが、社会保障・税番号制度システムの整備の委託ということで、マイナンバーカードの旧姓表記の部分でのシステム改修を行うと、そういう内容の予算のお願いであります。続きまして、14の使用料及び賃借料27万円の減。これはその下の、一つ飛ばして下の備品購入費と関係しますので二つ同時に説明を申し上げます。情報システム機器のリースということで、プリンター4台のリースを想定をさせていただいております。しかしながら、やはりあの、リースというよりは買い取りのほうが有利だということで再計算をいたしまして、その下、備品購入費で75万6,000円の増額をお願いしまして、リース料想定額を今般減額をさせていただきたいという内容であります。その中段になります工事請負費であります。92万1,000円の増額でありますけれども、光ケーブルの支障移転工事ということでありまして、これは町下庁舎の前に電柱がありまして、そこに光ケーブル、町が持っております光ケーブルであります。共架しております。除雪の支障になるということで今回移転をしなければならないということでありまして、それに関する費用ということでございます。

○町民生活課長兼会計管理者（渡部高博君）　9ページの下段であります。戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましては、先ほど、会計室のほうでもありましたが、管理用備品ということで足元ヒーター2台をお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（馬場博美君）　続いて、10ページ、障がい者福祉費でございます。こちらにつきましては、平成29年度の実績によりまして、障がい児入所給付費の国庫負担金分、県費負担金分の返還金ということで、両方で8万円の償還金ということで計上させていただきました。

続いて、在宅介護支援センター費でございますが、こちらについては軽の公用車の廃車手数料ということで諸手数料5,000円を計上させていただいております。

続いて、介護保険費でございますが、こちらについては介護保険事業特会のほうへの繰出金ということで、介護給付費分については住宅の改修費の増額分の繰出しで12万1,000円。事務費関係のほうとしましてはシステム改修費関係での10万円の計上ということで

ございます。

続いて、民生費の児童福祉費の只見保育所費から11ページの明和保育所費でございますが、こちらについて、委託料につきましては3保育所とも計上されてございます。保育所のブロック塀の調査業務委託料ということでございます。前回の議会のほうで、朝日保育所の危険なブロック塀につきましては撤去させていただきましたが、残りの3保育所のブロック塀を調査させていただきまして、農林建設課の職員による調査で、それぞれ壁や基礎の配管の調査が必要というような報告がありまして、今回、委託料の計上をさせていただきまして3保育所分の調査を専門機関のほうに依頼したいというような考えでございます。今回の調査につきましては、破壊調査ということでブロック塀の一部を取り壊して、鉄筋やモルタルの状況を調査をする方法で委託したいと考えてございます。それから、賃金、報酬関係でございますが、賃金につきましては臨時雇い賃金ということで、保育補助の賃金でございます。明和保育所から、入所児童の関係から、明和保育所から只見保育所のほうへ保育補助を異動させていただきまして、その関係での賃金の補正でございます。只見で増額で明和保育所では減額となっております。それから報酬につきましては朝日保育所と明和保育所でございますが、保育士の嘱託分ということで計上をさせていただきました。

続いて、12ページでございますが、保健衛生総務費でございます。こちらの、まず委託料については、畜犬管理システム更新委託料ということで、OSをウインドウズ10のほうに変更する関係でのシステム更新費用となります。続いて、負担金、補助及び交付金の負担金でございますが、広域市町村圏組合の地域医療支援センターの負担金ということで、地域医療センターの業務の内容変更等がございましての減額となっております。

続いて、保健事業費の先駆的健康づくり事業業務委託料でございます。133万円については若干時間をいただきましてご説明を申し上げますが、こちらにつきましては、人工透析にかかります町の医療費等の削減等を狙いまして、肥満解消に取り組む事業ということで今回お願いしているものでございます。こちらについては、人工透析につきましては、現在、国保のほうの患者で3名の患者がいらっしゃいます。そういった方々の透析については年間で約500万ほどかかってございまして、一度透析をされますと、亡くなるまでずっと継続しなければならないということでございますので、相当の金額が必要ということになってございますので、そういった要望も含めて、今回、肥満を起因とした人工透析の流れを防ぎたいということで計上させていただいております。肥満糖尿病の治療の最大の目的については、

細胞が持っているインスリンの効き目を回復させ、正常な血糖状態を取り戻すために、まず体重を減らすことが先決ということで、体重を減らすことでインスリンの効き目や血糖コントロールを改善していきたいという内容でございます。そのためには体重等の減量する必要がございます、食事療法と運動療法の組み合わせで行うことが無理なく効果的に実施できるということで、食事での摂取エネルギーの制限や運動療法での代謝を改善して太りにくい体質に変えていきたいというような内容となっております。この事業によりまして、今年度、県内で実施予定の状況でございますが、15市町村ほどございます。今回、只見町で実施したいという、この先駆的健康づくり事業につきましては、そういった事業に取り組みされているライザップのほうを事業者としてお願いしたいと考えております。この事業につきましては県のほうの事業でございます、先ほど総務課長の説明でもございましたが、県の補助金ということで120万ほど見込んでございます。5月に、そういった民間の事業者9者のプレゼンがございまして、その中で今回、只見町はそのライザップのほうのこの事業の取り組みということで手を挙げて、県のほうで承認されている流れとなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、農林水産業費、説明申し上げます。

3目の農業振興費でございますが、補正総額が586万5,000円となっております。これにつきましては歳入でもご説明いたしました県補助金、中山間地域所得向上支援事業の補助金。これは10割の補助であります、の県補助金を受けまして、梁取地区の圃場整備を、より効果的な圃場整備にするための計画づくりに充てるものでございます。報償費、旅費。これにつきましては講師を招いてのワークショップ等を開催するためのもの。また先進地研修の費用でございます。それから委託料につきましては、梁取地区等の農地状況の調査等を委託するものでございます。また、13ページにおいては使用料、賃借料で先進地を視察するための施設の借上げ、バス借上げをお願いしてございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、5目、交流施設費でございます。これにつきましては湯ら里の施設管理に係る費目でございますが、今回、需用費の修繕料。あと備品購入費ということでお願いしてございます。湯ら里の送迎車輛のほうが錆びによる傷みが大きいということで、特に冬期間、融雪剤の影響が指摘をされているところでございます。今回、この備品購入費のほうで温水の高圧洗浄機を購入させていただきまして、特に冬期間の洗浄等により車両管理のほう行っていただきたいということでお願いするものでございます。修

繕費につきましては高圧洗浄機の設置に伴いまして、給水及び電気等の配管等が必要になるということで修繕料でお願いするものでございます。

以上です。

- 農林建設課長（渡部公三君）　続きまして、8目の農業機械費であります。補正総額が47万9,000円になってございます。これにつきましては今回の濁水対策におきます農業用の揚水ポンプの関係でございます。需用費で町が所有しているポンプの消耗品、ホース。それから一部、ポンプの修繕をお願いするものでございます。また、14の使用料及び賃借料につきましては揚水ポンプ10台を借上げますので、それにつきましてはの借上料をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、林業費でございます。2目の林業振興費であります。53万7,000円をお願いしてございます。委託料として森林病虫害の防除事業の委託。これにつきましては旅行村のナラ枯れ対策において、追加でカシノナガキクイ虫の伐倒駆除を行うものでございます。

3目の林道費でございます。200万の補正をお願いしてございます。工事請負費としまして林道補修工事として、現在4路線、太田・森戸。それから黒沢。大倉・ヨナ沢。小塩・塩ノ岐4路線の、災害復旧に伴う事前の路面整正等に充てるものでございます。

- 観光商工課長（増田栄助君）　続きまして、14ページご覧いただきたいと思えます。款の7、商工費で3目、観光費でございます。役務費で広告料15万円でございますが、今年度、第14回の国内観光活性化フォーラム in 福島というものが来年、31年の2月15日に郡山で開催されるということに伴いまして、大会誌の発行に伴う町のPR等に資する広告の掲載をお願いするというものでございます。

続きまして、4目、ふるさと交流費の旅費と需用費でございますが、これにつきましては、ふるさと大使、今年度、今委嘱されている方、3年目を迎えられるまで交代の時期ということで、報告会のほうを現在計画しているところでございますが、当初予算において、現在の方の部分しか計上されていなかったということで、大変申し訳ありませんが、今回、今年度新たに委嘱される方の部分の費用弁償及び名刺等の印刷に係る印刷製本費をお願いするものでございます。

- 農林建設課長（渡部公三君）　続きまして、土木費を説明申し上げます。

2目の道路維持費でございます。補正総額が8,424万8,000円となっております。

す。内訳でございますが、11の需用費であります。除雪機、ロータリー除雪機のチェーン等購入するための消耗品。それから修繕料につきましては除雪機械20台の修繕でございますが、当初予算に不足が見込まれます。また、冬期期間中の除雪中に見込まれる修繕を含めましてお願いするものでございます。13の委託料であります。委託料につきましても除雪に関して、町道除雪の委託料を6,120万お願いしてございますが、これにつきましても例年、約7,000時間の除雪時間を要しますが、当初予算に不足する部分につきまして今回お願いするものでございます。またあの、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料550万でございますが、これにつきましては町道橋の87橋がこの長寿命化計画を策定してございますが、今回、期間更新ということで、この87橋を再点検をさせていただいて、平成31年度からさらにその、社会福社交付金を受けまして長寿命化修繕工事を実施するというものでございます。22の補償、補填及び賠償金であります。補償金として物件移転補償300万でございますが、これを総務費で総務課長説明申し上げました町下庁舎の設置に係りまます光ケーブルの移転を報償費でお願いするものでございます。

15ページであります。土木費の1目の住宅管理費であります。300万円の補助金。これ、克雪対策事業補助金でございます。これは当初及び6月補正でもお願いしてございましたが、その後の克雪対策補助金について相談等が寄せられております。またあの、酒井右一議員の一般質問にありましたように、克雪対策事業、11月末まで対応するというのもありますので、補助金を増額して対応したいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○教育次長（増田 功君） 15ページ、中ほどから教育費でございますが、項の2、小学校費でございます。こちらのほう、1の学校管理費から5の明和小学校費まで、目でございますが、各学校の除雪に際しまして、賃金で当初予算でお願いしておりましたけども、委託料のほうに組み替えをお願いするものでございます。理由といたしましては人員の確保と安全性の確保のためにお願いするものでございます。

続きまして16ページ、項の3、中学校費。目の3、只見中学校費でございますが、2の小学校費と同様で予算の組み替えによるものでございます。

続きまして、項の4、社会教育費。3目の文化財保護費でございますが、補正額81万2,000円でございます。共済費と賃金。こちらのほう、体調不良の職員がおりまして、休んでおるものですので、4ヶ月分、これからですね、臨時職員で対応していきたいというふう

に思っております。

続きまして、項の5、保健体育費。目の3、給食センター費でございます。11需用費につきましては修繕料50万でございますが、こちらのほう、既に修繕ですね、フライヤーの修繕をしまして、残額が少なくなりましたので、これからの修繕に備えまして50万円の計上をお願いするものでございます。工事費につきましては121万4,000円でございますが、こちらのほう、駐車場のマンホールの蓋がございまして、除雪の度に壊れておりまして、現在も壊れておりますので、その周辺ですね、舗装を新たに、降雪前に備えて行うものでございます。

○総務課長（新國元久君） 17ページからになります。

款の12、公債費。今般は償還元金の増額補正をお願いをしております。これによりまして発行済みの起債のうち、繰り上げ償還可能なものについて繰上償還をするという計画でございます。

続きまして、款の13、予備費であります。今般、5,909万2,000円をもって調整をさせていただいております。

18ページであります。給与費明細であります。18ページは特別職の方々の給与費明細。19ページは一般職の給与費明細になってございますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上であります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

上着の着用をお願いします。

それでは、本日はこれで延会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後 4 時 1 3 分)

